

福島県廃棄物処理計画 (答申)

【令和4年1月】

福 島 県

【目 次】

第1章 はじめに

第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	4
第3節 計画の期間	4

第2章 本計画の基本目標

第1節 対象とする廃棄物の種類と排出状況	5
第2節 基本目標	6

第3章 一般廃棄物の処理

第1節 現状と目標達成予測	7
1 一般廃棄物の現状	7
2 一般廃棄物の目標達成予測	20
第2節 一般廃棄物に関する課題	21
1 ごみ処理に関する課題	21
2 生活排水処理に関する課題	22
第3節 一般廃棄物に関する目標と方策	23
1 施策の基本的な方針	23
2 一般廃棄物に関する目標	23
3 目標実現のための施策	25
4 関係者の役割	30

第4章 産業廃棄物の処理

第1節 現状と将来予測	35
1 産業廃棄物の現状	35
2 産業廃棄物の目標の達成状況と将来予測	40
第2節 産業廃棄物に関する課題	44
第3節 産業廃棄物に関する目標と方策	45
1 施策の基本的な方針	45
2 産業廃棄物に関する目標	45
3 目標実現のための施策	47
4 関係者の役割	50

第5章 廃棄物の不法投棄防止対策

第1節 産業廃棄物の不法投棄の現状と課題	53
第2節 不法投棄防止のための方策	53

第6章 廃棄物の適正処理のためのその他の事項

第1節 放射性物質に汚染された廃棄物に関する対策	55
第2節 県外産業廃棄物の取扱い	56

第7章 計画の進行管理

第1節 計画の推進	57
第2節 進行管理	57
第3節 計画の見直し	57

参考資料

1 福島県廃棄物処理計画に関連する施策の指標と目標	59
2 用語解説	61

注) 本文中の＊印のついた用語は参考資料2に解説を記載しています。

第1章 はじめに

第1節 計画策定の趣旨

県では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5第1項の規定に基づき、平成14年に福島県廃棄物処理計画を策定し、その後、数次の改定を行いながら、廃棄物の排出抑制や適正処理等に取り組んできました。

平成27年3月には、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故が、廃棄物処理にも大きな影響を及ぼしたことを踏まえて、計画期間を1年前倒しして計画の改定を行ったところですが、今年度、この計画が終期を迎えることから、同様に今年度策定した県の最上位計画であり、県政運営の基本指針を定めた福島県総合計画*や、本計画の上位計画である福島県環境基本計画*など関連する計画の内容等を踏まえながら、新たな廃棄物処理計画を策定しました。

《国際的な社会情勢》

国際的な社会情勢としては、平成27年に国連の「持続可能な開発サミット」において、様々な環境問題を背景に持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」が採択され、平成28年に気候変動問題に関する国際的な枠組みである「パリ協定」が発効し、令和3年には第26回気候変動枠組条約締約国会議（COP26）において、産業革命以前からの世界の平均気温の上昇を1.5℃に抑えるための努力を追及することが決議されるなど、日本も含めた世界全体での持続可能な社会の実現に向けた対応が求められています。

また、最近では、海洋プラスチックごみ*問題の顕在化や新型感染症対策に伴う生活様式等の変化、デジタル化の進展など、廃棄物の処理対策と直接関連する分野についても大きく変化しています。

《国内の状況》

国においては、このような国際的な情勢に加えて、環境・経済・社会の課題が相互に関連・複雑化している現状を踏まえ、平成30年に第5次環境基本計画を策定し、環境・経済・社会の統合的向上の具現化や「地域循環共生圏」の創造等により、持続可能な社会を目指すこととしています。

持続可能な社会の実現に向けては、令和2年10月の「2050年までに脱炭素社会*の実現を目指すカーボンニュートラル*宣言」、令和元年10月の「食品ロス*の削減の推進に関する法律」や令和2年4月の「改正浄化槽法」の施行、令和3年6月の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法*」という。）の公布など、新たな仕組みが構築されています。

このほか、気象災害の激甚化・頻発化を踏まえ、大規模自然災害等に強い国土を作るため、国土強靭化に向けた取組が進められており、廃棄物分野においては、災害発生時における廃棄物の処理体制等の強化を図ることとされています。

《県内の状況》

県においては、令和3年2月に「福島県2050年カーボンニュートラル*」を宣言したところであり、持続可能な社会の構築に向け、県民総ぐるみの省エネルギー・省資源対策の徹底や再生可能エネルギー等の最大限の活用等による地球温暖化対策とともに、適正な資源循環の確保など循環型社会の形成に県民、事業者、市町村等あらゆる主体と一体となって取り組むこととしています。

廃棄物の発生抑制や循環的な利用に関しては、令和2年8月に環境省と本県との間で連携協力協定を締結して取組を進めています。

S D G s とは

S D G s (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) は、平成 27 年 9 月に開催された国連の「持続可能な開発サミット」において採択された「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

S D G s は社会、経済、環境の 3 側面から捉えることのできる 17 のゴールと 169 のターゲットで構成されており、総合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。

廃棄物分野に関するものとして、本計画と関連する主なゴール・ターゲットを表 1 に示します。



図 1－1 持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)

出展：国際連合広報センター

地域循環共生圏とは

平成 30 年に策定された第五次環境基本計画において、S D G s や「パリ協定」といった世界を巻き込む国際的な潮流に加えて、複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、複数の課題の統合的な解決という S D G s の考え方も活用した「地域循環共生圏」が提唱されました。

「地域循環共生圏」とは、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。

「地域循環共生圏」の創造による持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にするとともに、持続可能な循環共生型の社会を構築していきます。

表1 本計画と関連する主なSDGsのゴール・ターゲット等

ゴール	ターゲット	関連する県の主な施策
2 飢餓をゼロに 	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	○3R（ごみの発生抑制、再使用、再生利用）の推進
6 安全な水とトイレを世界中に 	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	○生活排水の適正処理の推進 等
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	○ごみ処理施設の計画的な整備及び維持管理の促進 等
9 産業と技術革新の基盤をつくる 	強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摶的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	○産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用の推進 等
11 住み続けられるまちづくりを 	包摶的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	○ごみの適正処理及び災害廃棄物対策の推進 等
12 つくる責任つかう責任 	持続可能な生活消費形態を確保する	○3R（ごみの発生抑制、再使用、再生利用）の推進 ○産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用の推進 等
13 気候変動に具体的な対策を 	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	○3R（ごみの発生抑制、再使用、再生利用）の推進 ○ごみ処理施設の適切な整備及び維持管理の促進 等
14 海の豊かさを守ろう 	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	○ごみの適正処理及び災害廃棄物対策の推進 等
17 パートナーシップで目標を達成しよう 	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	○産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用の推進 等

第2節 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第5条の2に基づき国が策定した「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成28年1月21日改正、環境省告示第7号。）に則り、廃棄物処理法第5条の5に基づき策定する法定計画です。

また、この計画は、第5次福島県環境基本計画に掲げた「美しい自然環境に包まれた持続可能な社会」を図るための本県の廃棄物対策の基本となる計画であり、市町村が策定する一般廃棄物処理計画と相互に連携・補完しあう関係にあります。

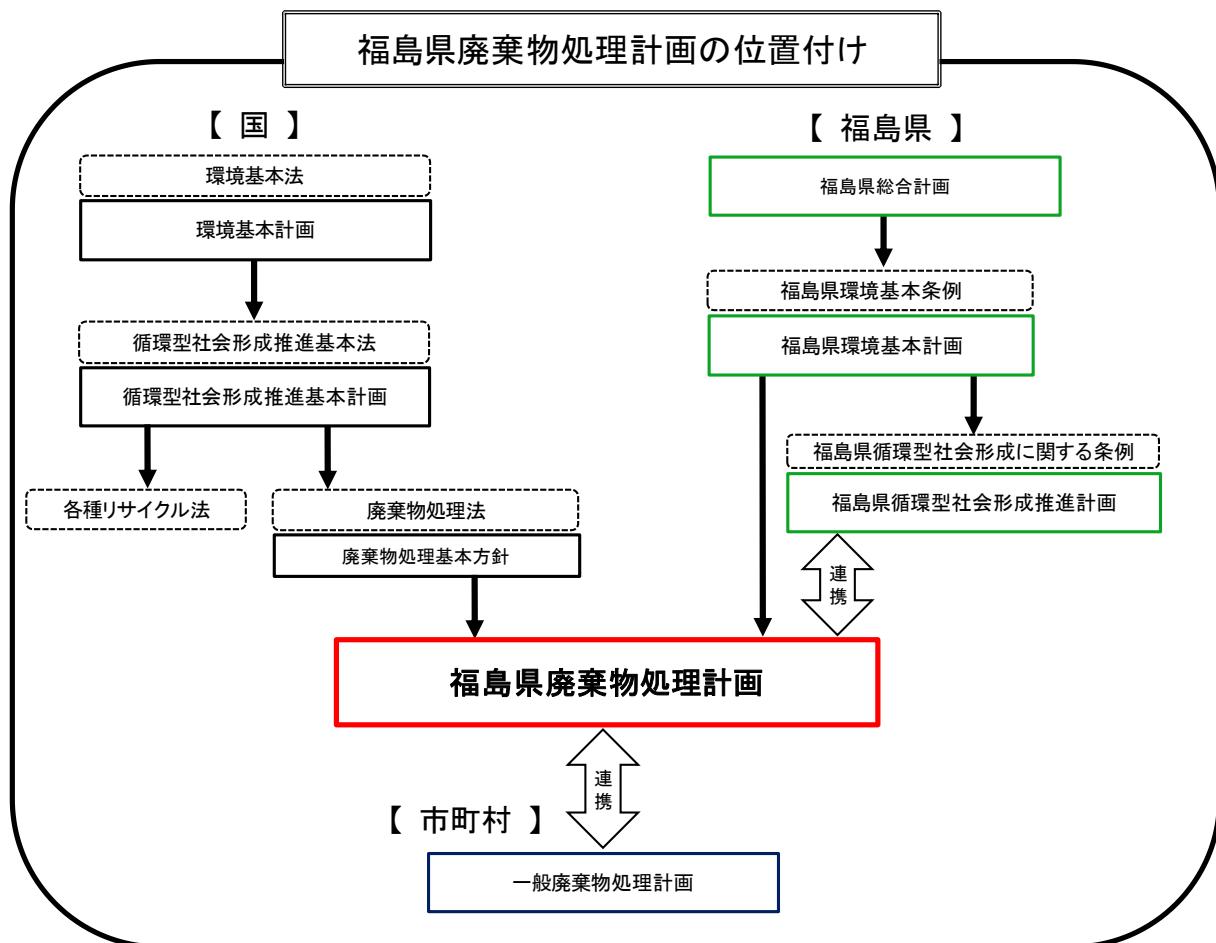


図1－2 福島県廃棄物処理計画の位置付け

第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

第2章 本計画の基本目標

第1節 対象とする廃棄物の種類と排出状況

本計画で対象とする廃棄物は、福島県内で排出・処理される一般廃棄物*及び産業廃棄物*であり図2-1のとおりです。

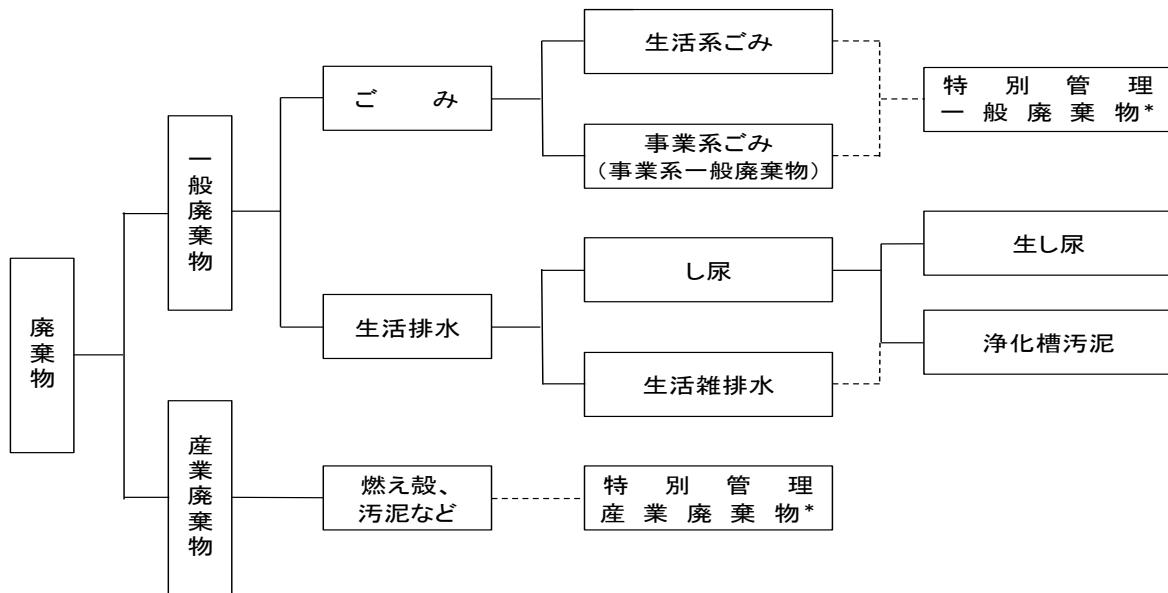
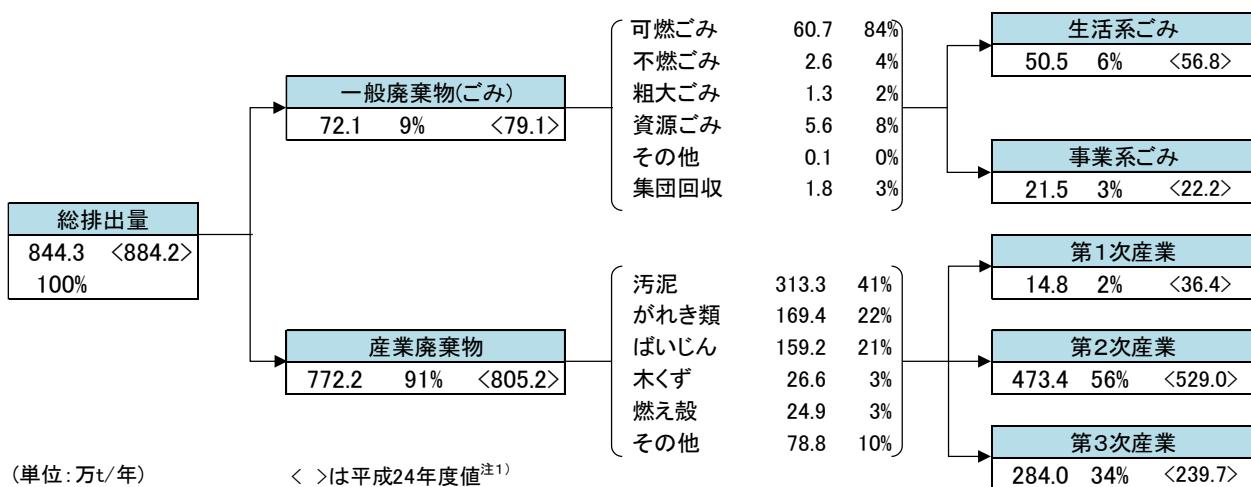


図2-1 廃棄物の種類

令和元年度の本県の廃棄物の排出状況は図2-2のとおりで、排出量は一般廃棄物(ごみ)が約72万1千トン、産業廃棄物が約772万2千トンとなっています。

一般廃棄物については、排出量は生活系ごみが約50万5千トン、事業系ごみが約21万5千トンとなっています。なお、この排出量は災害廃棄物*（災害等廃棄物処理事業費国庫補助金の適用を受けて処理されるもの。以下同じ。）を除外したものです。

産業廃棄物については、排出量を種類別にみると、汚泥*、がれき類、ばいじん*が多く、また、業種別にみると、第2次産業からの排出量が最も多くなっています。



注1) 「平成24年度」は前計画の基準年度です。以下同じ。

注2) 端数処理の関係で総数と個々の数値の合計が一致しない場合があります。以下の図表において同じです。

注3) 本計画の令和元年度の廃棄物の処理状況は、「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）及び「福島県産業廃棄物排出処理状況確認調査」（福島県）によります。

図2-2 福島県の廃棄物の排出状況

第2節 基本目標

本計画においては、地球温暖化対策にも配慮して循環型社会形成を推進するため、県政運営の基本指針として策定した福島県総合計画を環境の面から実現することを目指した計画である第5次福島県環境基本計画における廃棄物分野の施策の柱である「循環型社会の形成」を基に、次の基本目標を掲げ、廃棄物の排出抑制等による減量と適正処理をより一層推進していくこととします。

循環型社会の形成～持続可能な社会の実現のために

第3章 一般廃棄物の処理

第1節 現状と目標達成予測

1 一般廃棄物の現状

(1) ごみ処理の状況

ア ごみの排出等状況

令和元年度の一般廃棄物の処理フローは、図3-1のとおりです。ごみ総排出量(a)は約72万1千トン、そのうち資源化された量は、直接再生利用量(b)、処理後再生利用量(c)及び集団回収量(d)を合わせた約9万2千トン、最終処分量は直接最終処分量(e)と処理後最終処分量(f)を合わせた約9万トンとなっております。

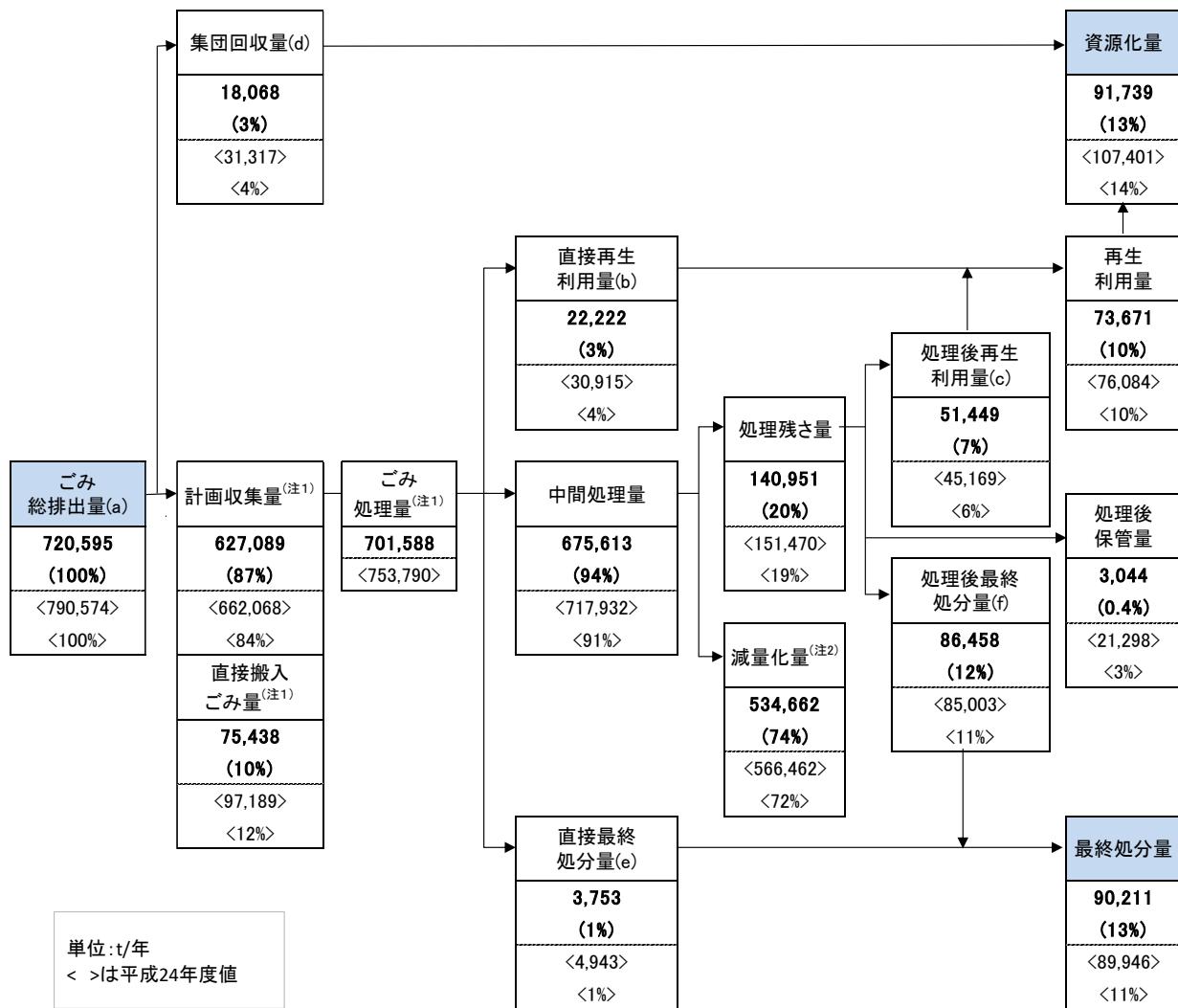


図3-1 一般廃棄物の処理フロー

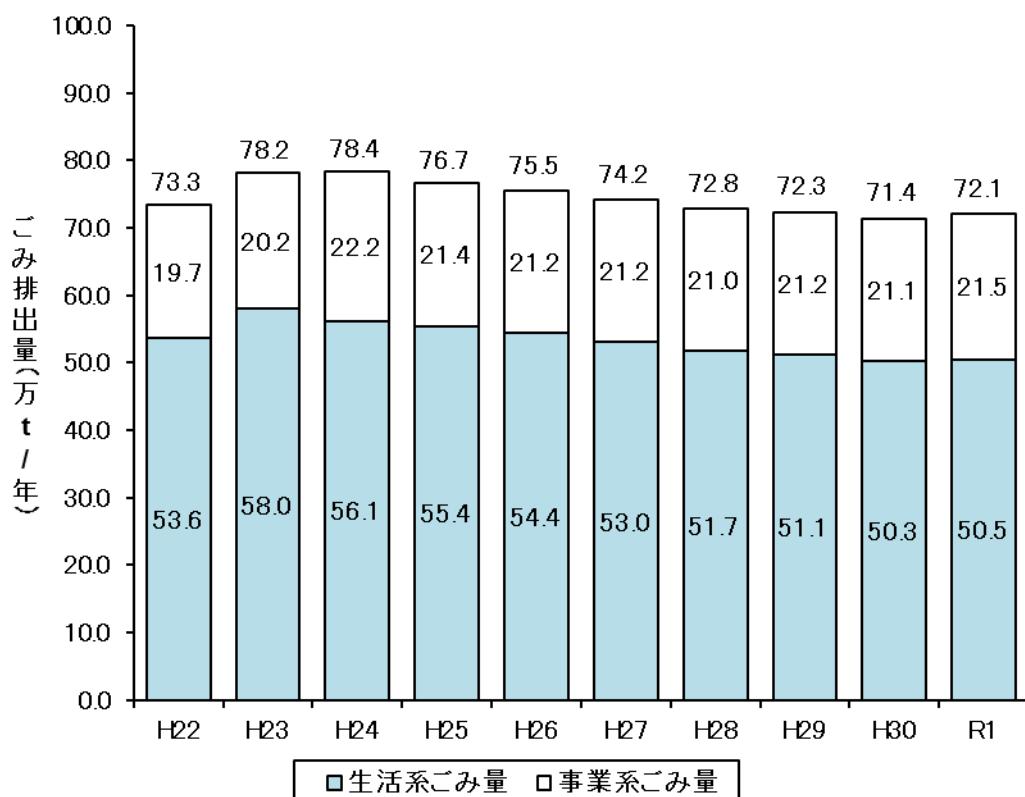
県内のごみ排出量の推移は図3-2、1人1日当たりのごみ排出量の推移は図3-3のとおりで、ごみ排出量、1人1日当たりのごみ排出量ともに、平成23年度・24年度は増加しましたが、平成25年度から30年度は減少傾向にあります。

令和元年度はごみ排出量及び1人1日当たりのごみ排出量が増加しましたが、これは、令和元年東日本台風により発生した片付けごみ*の影響と考えられます。

ごみは発生源別に、一般家庭から排出される生活系ごみと、オフィス等から排出される古紙や飲食店等から排出される生ごみなどの事業系ごみ（事業系一般廃棄物）があり、いずれも東日本大震災後に増加しました。平成24年度以降、生活系ごみは減少傾向にあり、東日本大震災前の水準以下となっていますが、事業系ごみはほぼ横ばいの状況にあります。

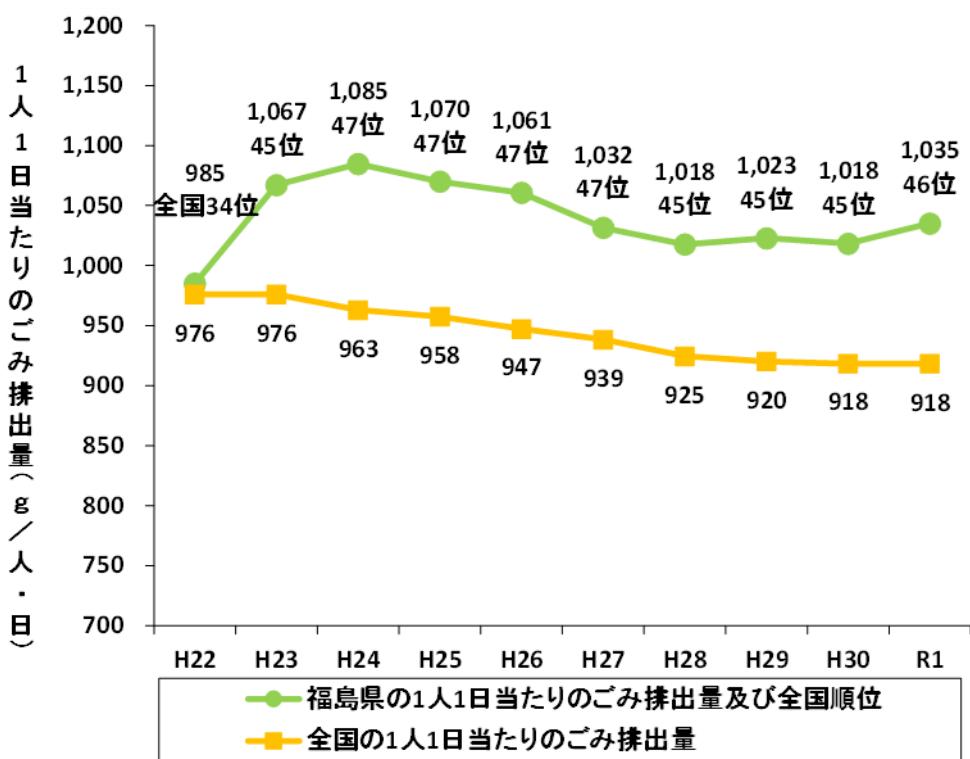
なお、令和2年度は、新型コロナウィルス感染症による外出自粛の影響ではないかと考えられる生活系ごみの増加、事業系ごみの減少が確認されています。

また、令和元年度の1人1日当たりのごみ排出量は1,035gと、同年度の全国平均値918gを大きく上回り、全国ワースト2位となっています。生活系ごみと事業系ごみの排出量の推移は図3-4のとおりで、この指標では生活系ごみは減少傾向にあり、事業系ごみは増加傾向にあります。1人1日当たりのごみ排出量の減少が進まない原因として、統計上の県内人口（住民基本台帳人口）の減少も影響していると考えられます。



注) 平成23年度～30年度は、東日本大震災の除染廃棄物を除外しています。

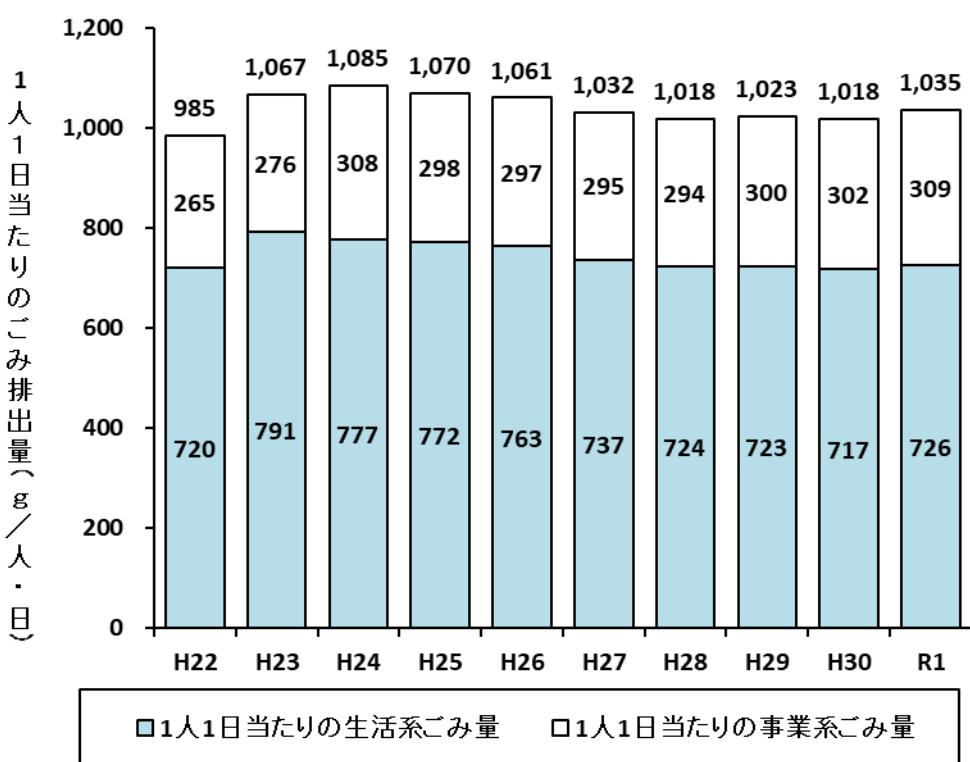
図3-2 ゴミ排出量の推移



注1) 平成24年度以降は、外国人人口も含めて計算しています。

注2) 平成23年度～30年度は、東日本大震災の除染廃棄物を除外しています。

図3-3 1人1日当たりのごみ排出量の推移



注) 平成23年度～30年度は、東日本大震災の除染廃棄物を除外しています。

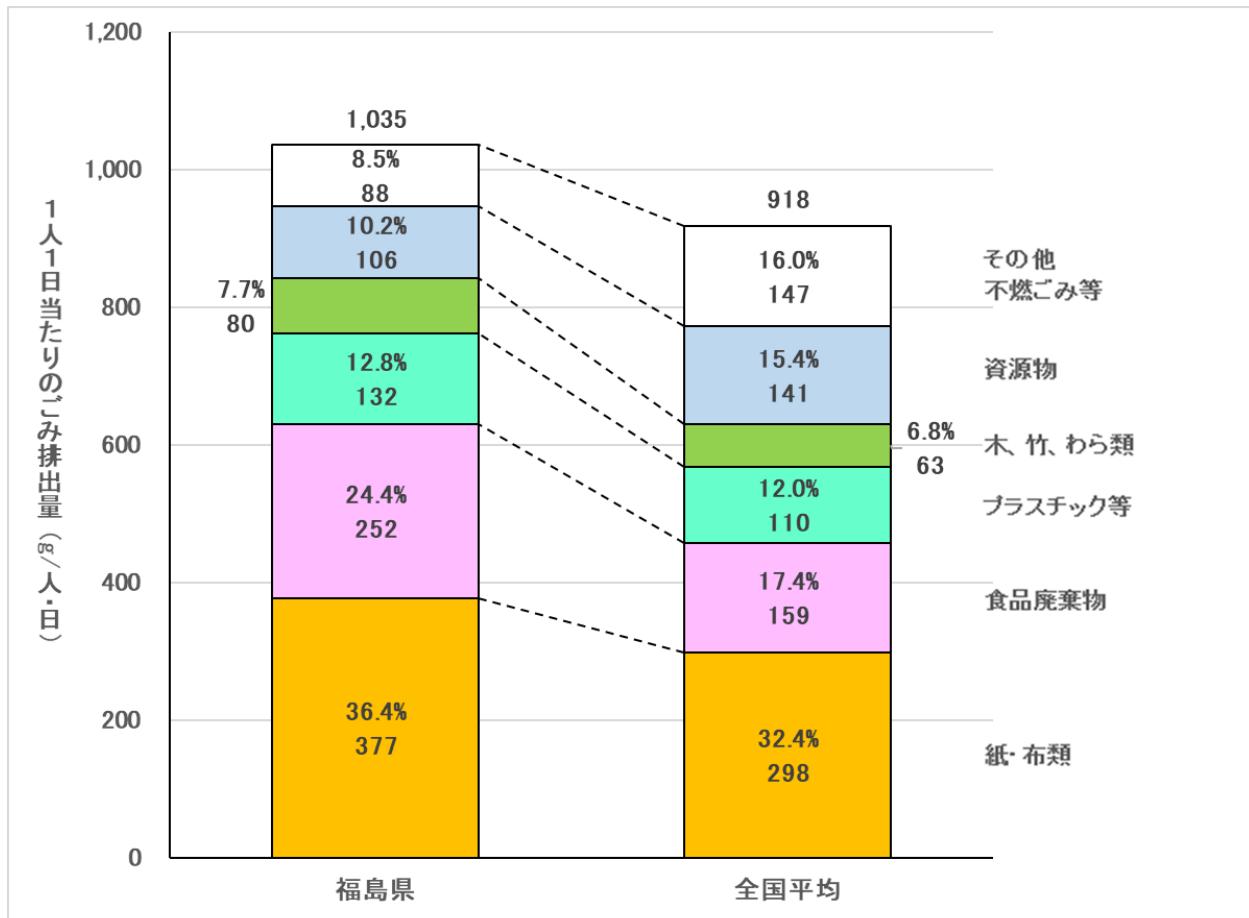
図3-4 1人1日当たりの生活系ごみ及び事業系ごみの排出量の推移

令和元年度の本県と全国のごみの品目別内訳は図3－5のとおりです。

本県の品目別のごみの排出量は、全国平均と比較して、可燃物の量は、紙・布類等4品目全てが上回っており、資源物の量は下回っている状況です。

本県で、最も排出量が多い紙・布類は、全国平均値の約1.3倍の377g、2番目に多い食品廃棄物は、約1.6倍の252g、3番目に多いビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類（以下「プラスチック等」という。）は約1.2倍の132gとなっています。

プラスチック類については、本年6月にプラスチック資源循環促進法が成立し、おもちゃやハンガーなども資源として回収されることになったことから、今後は、可燃ごみ分が減少し、資源物の回収量が増加すると見込まれます。



注) 可燃ごみの組成は、環境省の一般廃棄物処理実態調査の焼却ごみ組成データ、廃棄物等循環利用量実態調査等を使用して推計し、これに資源物及びその他不燃ごみ等の排出量を加えています。

図3－5　ごみの品目別内訳（令和元年度）

イ リサイクル*及び資源化の状況

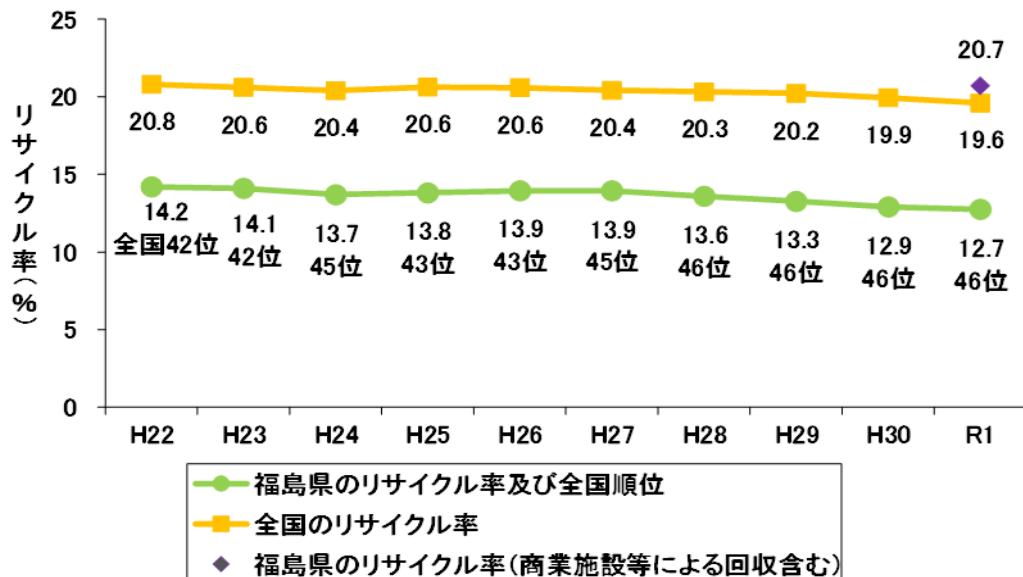
資源回収には、市町村及び一部事務組合による収集と、地域の自治会、子ども会などの団体が、家庭から出た新聞、雑誌、びん缶類などの資源を自主的に回収する集団回収とがあり、これらを合わせた量が資源化量となります。

リサイクル率の推移は図3－6のとおりで、平成28年度以降は減少傾向にあります。

これは、統計に含まれていない商業施設等による資源（紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル、プラスチック類）回収量の増加の影響と考えられます。

なお、令和元年度の本県のリサイクル率は 12.7%と、同年度の全国平均値 19.6%を大きく下回り、全国ワースト 2 位となっています。

また、商業施設等による資源回収量を合わせた場合、本県のリサイクル率は 20.7%と推計されますが、全国のリサイクル率についても同様に上昇することが考えられます。

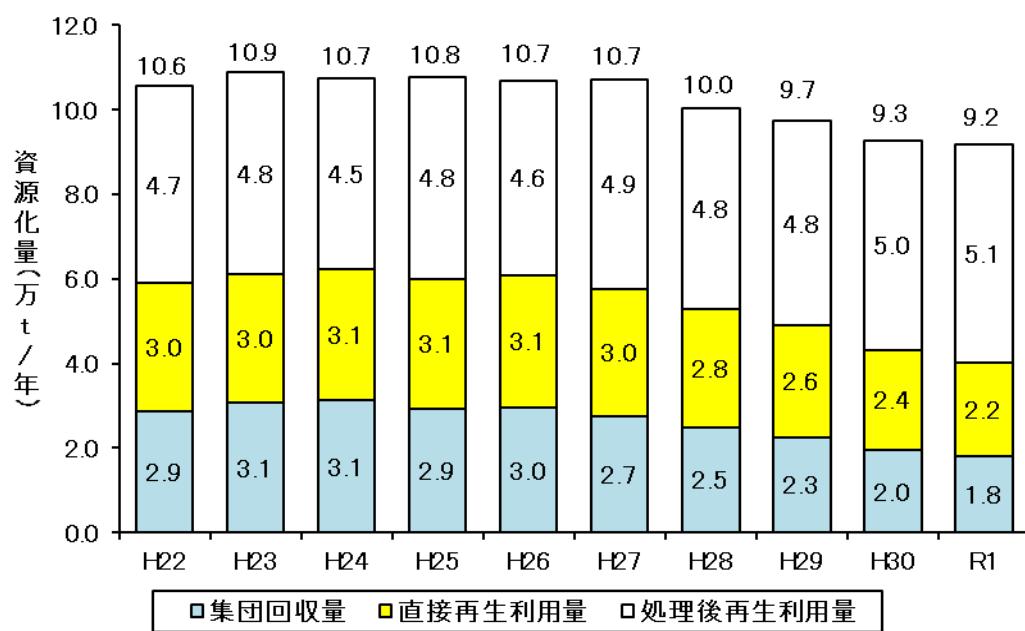


注 1) リサイクル率は $(\text{集団回収量} + \text{直接再生利用量} + \text{処理後再生利用量}) / (\text{ごみ処理量} + \text{集団回収量}) \times 100$ で算出しています。

注 2) 平成 23 年度～30 年度は、東日本大震災の除染廃棄物を除外しています。

図 3－6 リサイクル率の推移

資源化量の推移は図 3－7 のとおりで、資源化の総量、集団回収量及び直接再生利用量は減少傾向にあります、処理後再生利用量は増加傾向にあります。



注) 資源化量の中には、民間事業者が市町村等を介さず排出者から直接回収した資源物の量は含まれません。

図 3－7 資源化量の推移

令和元年度における資源化量の品目別内訳は図3-8のとおりです。

本県では、全国と比較して、金属類、ガラス類及びペットボトルの割合が高くなっています。

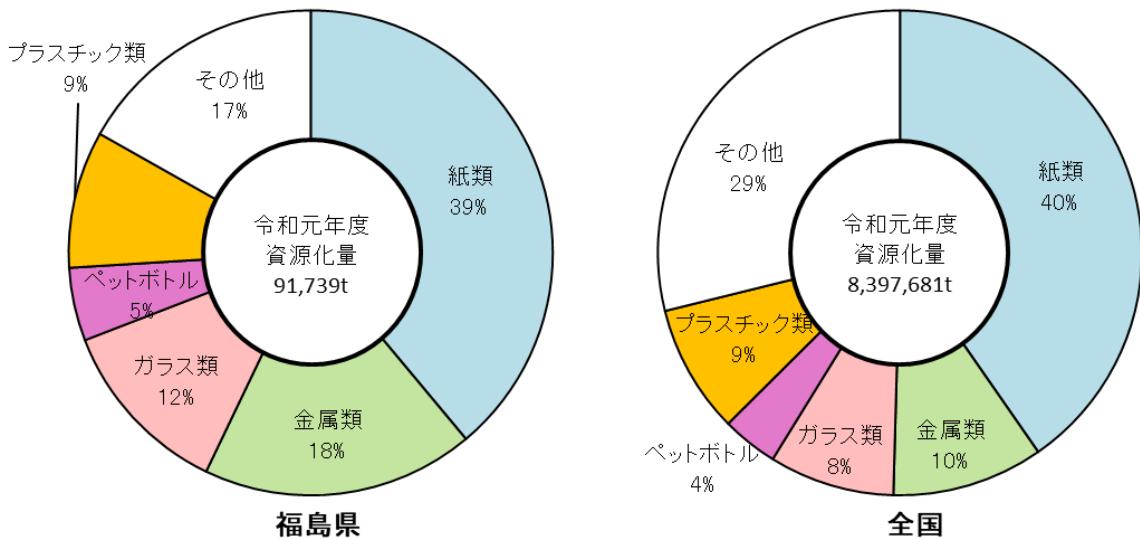


図3-8 資源化量の品目別内訳（令和元年度）

品目ごとの資源化量の推移について、平成22年度を基準とした増減率で示したのが、図3-9です。

本県では、統計に含まれていない商業施設等による資源回収量が増加しており、リサイクルの推進に大きく寄与していますが、その影響で市町村による資源化量は多くの品目で減少していると考えられます。

品目別では、全国と比較して紙類とガラス類が大きく減少しています。

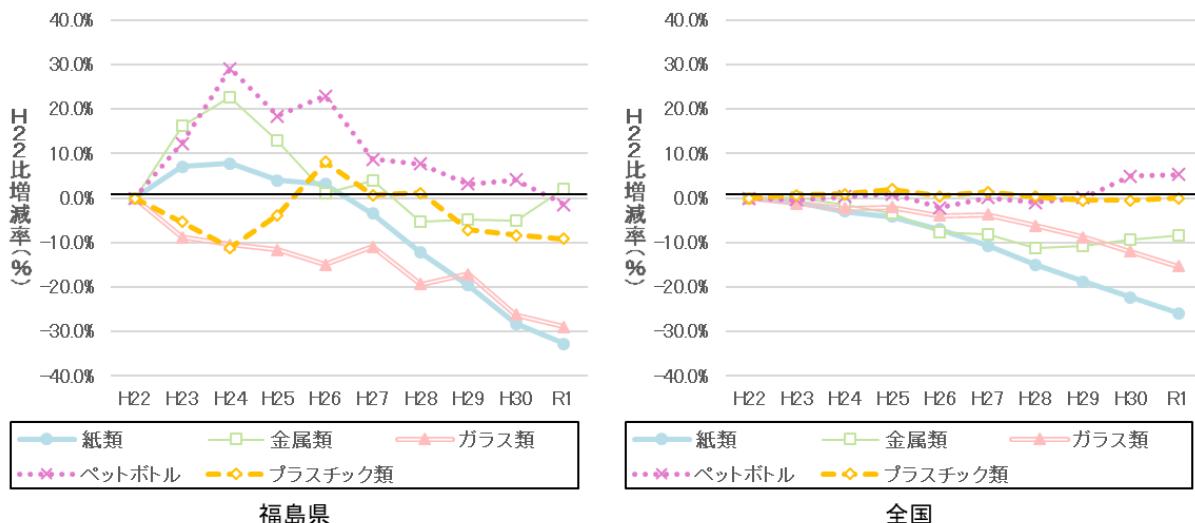


図3-9 品目別の資源化量の推移

ウ 市町村別のごみ排出量等の状況

市町村別のごみ排出量等の状況について、1人1日当たりのごみ排出量及びリサイクル率とともに、市町村によって大きな差が見られます。

表3－1 市町村別のごみ排出量、リサイクル率等（令和元年度）

市町村名	人口 (人)	ごみ排出量 (t/年) ^{注)}	1人1日当たり のごみ排出量 (g/人・日) ^{注)}	資源化量 (t/年)	リサイクル率 (%)
福島市	277,516	113,794	1,120	10,994	10.1
会津若松市	118,663	49,568	1,141	6,458	13.0
郡山市	323,204	139,195	1,177	13,215	9.5
いわき市	340,205	126,510	1,016	28,270	22.3
白河市	60,699	22,031	992	2,016	9.2
須賀川市	76,120	27,313	980	2,093	7.7
喜多方市	47,532	16,966	975	1,342	8.0
相馬市	34,854	14,389	1,128	1,406	9.8
二本松市	54,376	17,059	857	2,911	15.8
田村市	36,164	11,521	870	1,973	17.4
南相馬市	59,949	25,531	1,164	3,219	12.6
伊達市	59,441	28,101	1,292	2,845	9.8
本宮市	30,150	9,932	900	1,789	17.2
桑折町	11,774	5,559	1,290	574	10.3
国見町	9,018	3,692	1,119	449	12.2
川俣町	13,053	5,864	1,227	385	6.6
大玉村	8,777	2,530	788	456	16.6
鏡石町	12,626	3,874	838	459	11.8
天栄村	5,641	1,857	899	214	11.1
下郷町	5,627	2,209	1,073	298	13.5
檜枝岐村	521	218	1,143	70	32.1
只見町	4,178	1,670	1,092	247	14.8
南会津町	15,434	6,318	1,118	574	8.9
北塩原村	2,720	1,295	1,301	102	7.9
西会津町	6,198	1,788	788	175	9.8
磐梯町	3,464	1,728	1,363	421	24.3
猪苗代町	14,023	6,312	1,230	939	15.0
会津坂下町	15,846	4,819	831	502	10.4
湯川村	3,200	949	810	38	4.0
柳津町	3,311	1,042	860	57	5.5
三島町	1,574	548	951	19	3.3
金山町	2,023	667	901	108	15.5
昭和村	1,258	432	938	63	14.6
会津美里町	20,217	7,253	980	800	11.0
西郷村	20,287	6,761	911	586	8.7
泉崎村	6,424	2,014	857	205	10.2
中島村	5,055	1,234	667	125	10.2
矢吹町	17,354	5,808	914	594	10.3
棚倉町	13,838	5,275	1,042	445	7.7
矢祭町	5,702	1,922	921	197	8.7
塙町	8,552	2,902	927	288	8.4
鮫川村	3,312	816	673	99	10.3
石川町	15,145	4,856	876	456	9.6
玉川村	6,684	1,832	749	196	10.9
平田村	6,029	1,710	775	174	15.2
浅川町	6,353	2,111	908	204	9.8
古殿町	5,201	1,400	735	143	10.4
三春町	17,052	6,042	968	1,409	23.3
小野町	10,056	3,150	856	454	14.4
広野町	4,802	2,070	1,178	70	3.4
檜葉町	6,850	2,063	823	156	7.3
富岡町	12,829	1,350	288	52	3.9
川内村	2,589	666	703	40	6.0
大熊町	10,317	275	73	11	4.0
双葉町	5,933	9	4	0	0.0
浪江町	17,270	1,184	187	53	4.5
葛尾村	1,410	151	293	6	4.0
新地町	7,949	2,150	739	235	10.9
飯舘村	5,504	310	154	60	19.4
合計	1,901,853	720,595	1,035	91,739	12.7

注) 1人1日当たりのごみ排出量は住民基本台帳人口を使用して算出しているため、帰還困難区域を含む市町村などは、実際に居住している住民が少ないため、ごみの排出量が少ないので、実態よりも値が小さくなります。

エ ごみの最終処分量の状況

年間の最終処分量の推移は図3-10、1日当たりの最終処分量は図3-11のとおりであり、平成23年度は東日本大震災の影響で増加しましたが、翌年度には減少し、その後も平成30年度までは減少傾向にありました。

なお、令和元年度は、令和元年東日本台風のため片付けごみが発生したことなどにより、増加しています。

また、震災以降、原発事故由来の放射性物質による汚染の影響により、焼却灰が最終処分されずに保管されていましたが、順次処分が行われ、令和元年度には約3千トンに減少しました。

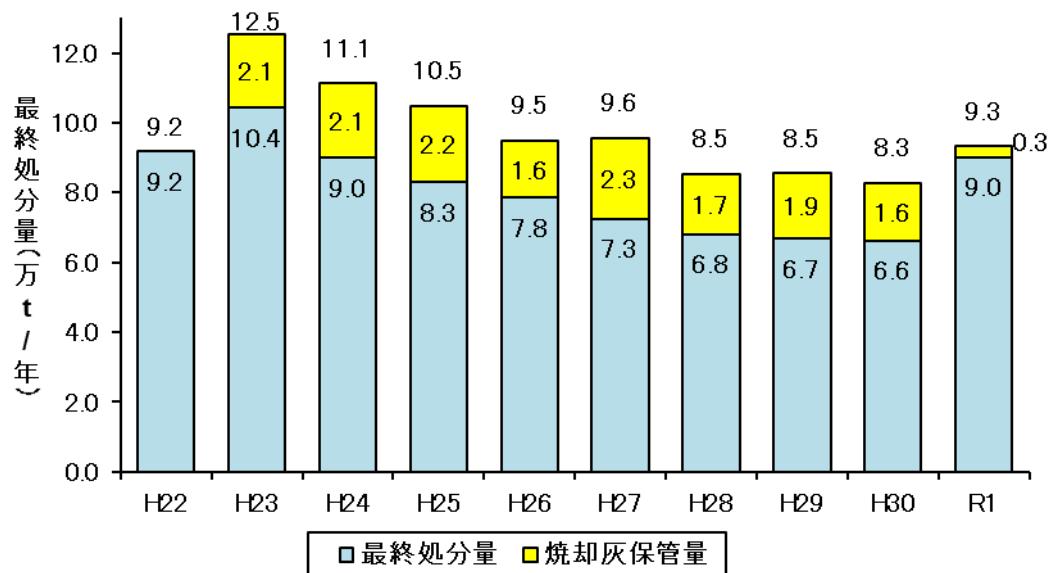
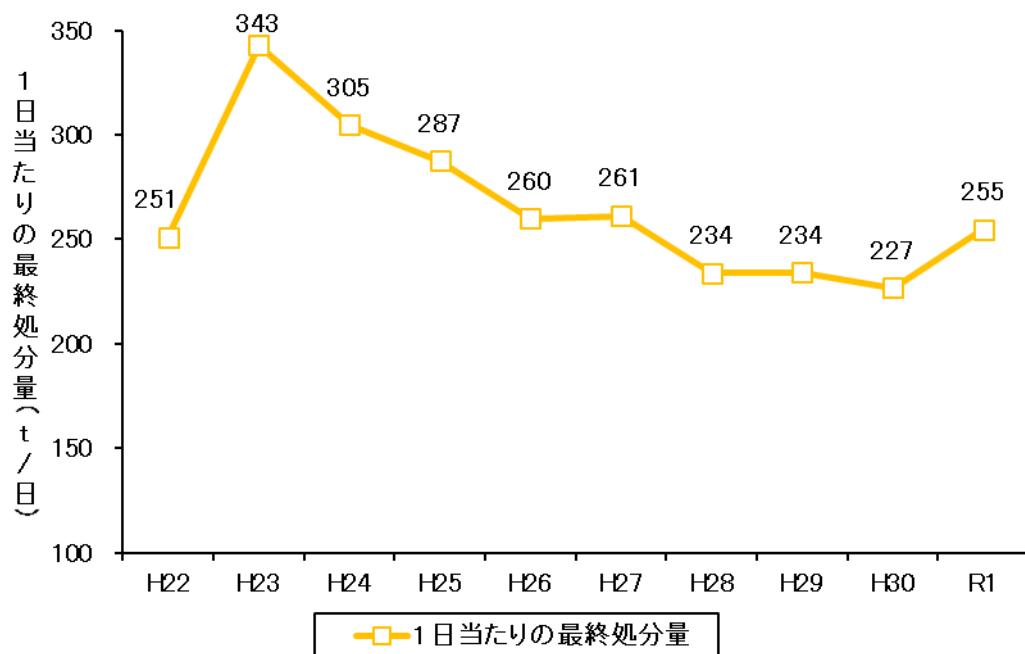


図3-10 最終処分量の推移



注) 1日当たりの最終処分量は、埋め立てされずに保管されていた焼却灰の量を含めて算出しています。

図3-11 1日当たりの最終処分量の推移

(2) ごみ処理費用の状況

ア ごみ処理費用

ごみ処理事業（し尿を除く）に掛かる経費（処理及び維持管理費）の推移は図3-12のとおりです。

処理経費、1人当たりの処理経費とともに、平成22年度から28年度は増加傾向にあり、平成29年度、30年度は減少傾向にありました。令和元年度は増加しました。

この原因は、令和元年に発生した東日本台風により片付けごみが増加したことや、平成23年の東日本大震災と異なり、大規模な焼却場が水没したため、余熱発電機が長期間停止し、電気代が嵩んだこと等によるものと考えられます。

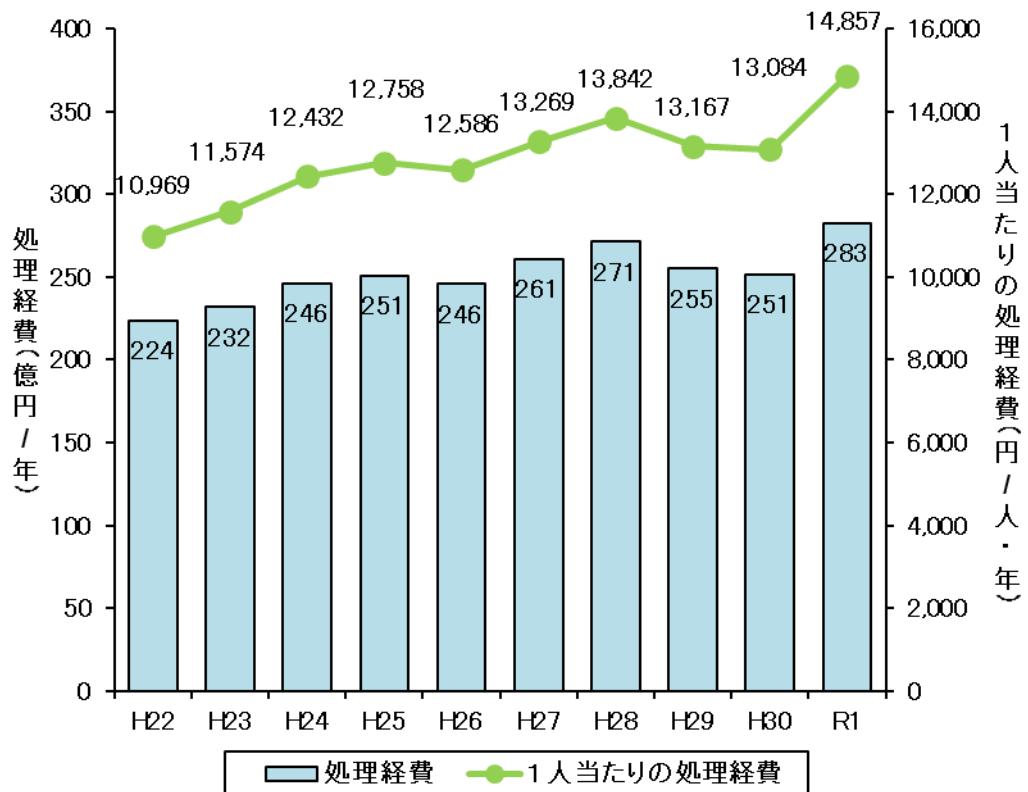


図3-12 ごみ処理に掛かる経費の推移

イ ごみ処理有料化の状況

県内市町村におけるごみ処理有料化の実施状況は表3-2のとおりで、有料化を実施している市町村は、半数以下の約46%となっています。

表3-2 県内のごみ処理有料化の状況（令和元年度末）

導入状況	市町村数	割合 (%)
有料化実施	27（市2、町村25 ^{注)} ）	45.8
有料化未実施	32（市11、町村21）	54.2

注) このうち2町（双葉町、大熊町）はごみの収集が再開されていません。

なお、全国の実施状況は、表3-3のとおりであり、有料化を実施している市区町村が約63%となっています。

表3-3 全国のごみ処理有料化の状況（令和元年度末）

導入状況	市区町村数	割合 (%)
有料化実施	1,065	62.9
有料化未実施	628	37.1

注) 収集を実施していない48市町村は含みません。

ごみ処理の有料化とごみ排出量との関係については、表3-4のとおり、有料化を実施している市町村における1人1日当たりの平均ごみ排出量は、未実施の市町村に比べ300g/人・日少なくなっています。いずれの人口区分でも同様の傾向となっています。

表3-4 県内のごみ処理の有料化と排出量の関係（令和元年度末）

(g/人・日)

人口区分 1人1日当たりの ごみ排出量	有料化実施 (A)	有料化未実施 (B)	差(A-B)
50,000人以上	992 (1)	1,100 (8)	-108
10,000人以上～50,000人未満	749 (11)	1,046 (9)	-297
5,000人以上～10,000人未満	700 (11)	900 (6)	-199
5,000人未満	835 (4)	1,050 (9)	-215
全体	787 (27)	1,087 (32)	-300

注) ()内は市町村数を表します。

(3) ごみ処理施設等の設置状況

県内の市町村及び一部事務組合によるごみ処理施設の設置状況は、表3-5のとおりです。

表3-5 ごみ処理施設の設置状況（令和元年度）

分類	施設数	合計処理能力(t/日)
ごみ焼却施設	22	3,057
粗大ごみ処理施設（資源化施設）	14	488
粗大ごみ処理施設以外の資源化施設	26	303

同様に、一般廃棄物最終処分場（以下第3章では「最終処分場*」という。）の設置状況は表3-6のとおりです。

最終処分場では、ごみ処理施設で焼却等中間処理*された後の焼却灰等を埋立処分しています。

表3-6 一般廃棄物最終処分場の設置状況（令和元年度）

施設の状況	施設数	合計残存容量(m ³)
埋立中	22	732,830
埋立終了	34	0
建設中	1	246,000
合計	57	978,830

一般廃棄物は、市町村等がその区域内で処理を完結することが原則（自区域内処理の原則）であるため、最終処分場の残余年数は、それぞれの管轄区域ごとに判断する必要がありますが、県全体の平均値として算定すると、令和元年度末における残余年数は現在埋立中のものでは約7.9年、建設中のものを含めると約10.5年となっており、一般廃棄物の排出抑制とリサイクル等の取組を一層推進し、埋立処分量を削減するとともに、計画的に最終処分場を整備していく必要があります。

計算式：

(埋立中)

$$732,830 \text{ [m}^3\text{]} \text{ (残存容量)} \diagup 93,255 \text{ t } \text{ [m}^3\text{]} \text{ (最終処分量 90,211t + 放射性物質の影響により保管されている焼却灰 3,044t)} \Rightarrow \text{約 7.9 [年]}$$

(埋立中+建設中)

$$978,830 \text{ [m}^3\text{]} \text{ (残存容量)} \diagup 93,255 \text{ t } \text{ [m}^3\text{]} \Rightarrow \text{約 10.5 [年]}$$

(4) 生活排水処理の状況

令和元年度末における生活排水処理の状況は表3-7のとおりです。

表3-7 生活排水処理の状況（令和元年度末）

項目	下水道	農業集落排水施設	合併処理浄化槽*	その他 (注1)	汚水処理人口*計	県人口
人口(人)	1,002,698	121,234	426,584	522	1,551,098	1,853,899
汚水処理人口普及率(%) (注2)	54.1	6.5	23.0	0.0	83.7	—

注1) その他には林業集落排水施設、簡易排水施設、コミュニティ・プラント*があります。

注2) 汚水処理人口普及率は下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等処理施設による整備人口の県人口に対する割合です。

県では、生活環境の改善や公共用水域の水質保全などを図るため、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の役割分担のもと、生活排水処理の事業を推進することを目的として、平成22年6月に、目標年度を2030年代初頭とした「ふくしまの美しい水環境整備構想」を策定しました。

現在、この構想を基本として、それぞれの施設整備を実施しています。

(5) 生活排水処理施設等の設置状況

下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等のそれぞれの汚水処理人口普及率の推移は表3-8のとおりです。

表3-8 汚水処理人口普及率の推移

(単位：%)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
下水道	49.6	50.4	51.2	52.4	53.0	53.3	53.9	54.1
農業集落排水施設	6.7	6.7	5.7	6.7	6.6	6.5	6.5	6.5
合併処理浄化槽	20.2	20.9	21.7	21.9	22.1	22.8	22.4	23.0
その他	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
合計	76.5	78.0	79.7	81.1	81.8	82.6	82.8	83.7

浄化槽の設置状況の推移は図 3-13 のとおりです。

本県では、水質への負荷が大きい単独処理浄化槽の割合が、令和元年度において 55%を占めていますが、合併処理浄化槽への転換に対する補助制度の拡充などにより、徐々に転換が進んでいます。

なお、令和 2 年度からは、合併処理浄化槽への転換に伴う本体設置工事に付帯して行う室内配管工事費についても、県の補助対象としています。

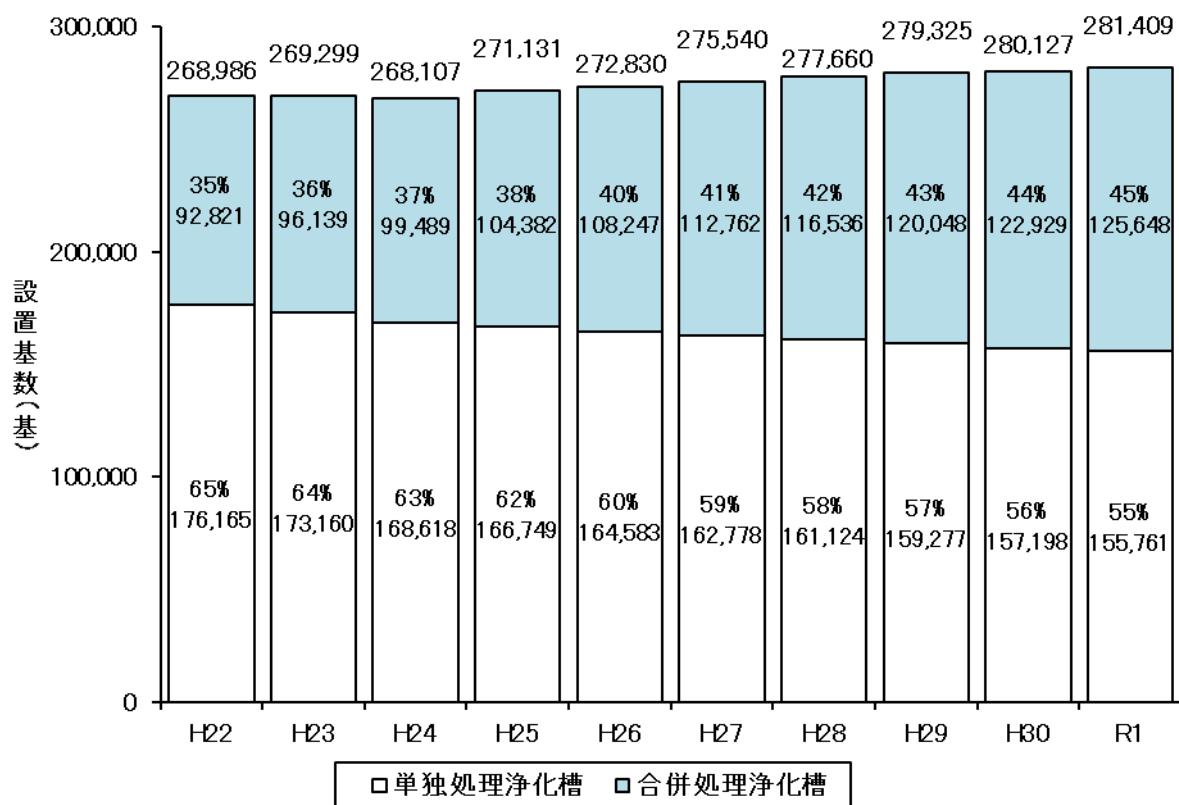


図 3-13 浄化槽の設置状況の推移

令和元年度末におけるし尿処理施設の設置状況は表 3-9 のとおりです。

これらの施設において、市町村及び一部事務組合によりし尿及び浄化槽汚泥の処理が実施されています。

表 3-9 し尿処理施設の設置状況（令和元年度末）

分類	施設数	処理能力
し尿処理施設	22	2,200 kL/日
コミュニティ・プラント	2	計画処理人口 5,540 人
合計	24	

2 一般廃棄物の目標達成予測

(1) ごみ処理の目標達成予測

前計画では、計画目標年度である令和3年度における1人1日当たりのごみの排出量、リサイクル率、1日当たりの最終処分量の3つの項目を指標として定め、目標値を設定しました。

令和元年度におけるこれら3つの項目の実績値は表3-10のとおりです。

令和元年度時点ではいずれも目標を達成していませんが、令和3年度においては1日当たりの最終処分量のみ目標を達成できる見込みとなっています。

なお、令和2年度は、新型コロナウィルス感染症による外出自粛の影響ではないかと考えられる生活系ごみの増加、事業系ごみの減少が確認されています。

表3-10 1人1日当たりのごみ排出量等の目標達成予測

項目	実績	予測 ^{注)}	前計画の目標値	目標達成見込
	令和元年度	令和3年度	令和3年度	
1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日)	1,035	1,007	935以下	×
リサイクル率 (%)	12.7	11.8	21.0以上	×
1日当たりの最終処分量 (t/日)	255	191	200以下	○

注) 令和元年度に東日本台風の影響があったことから、近年4年間(H27～H30)を基に予測しています。

(2) 生活排水処理施設の整備構想

平成22年7月に策定した「ふくしまの美しい水環境整備構想」では、汚水処理人口普及率を2030年代初頭で概ね100%とすることを目標とし、下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽等のそれぞれの特性をいかしながら、整備を進めています。

表3-11 水環境整備構想における汚水処理人口普及率

(単位: %)

区分	実績	目標	目標達成状況 ^(注2)
	令和元年度	令和元年度	
下水道	54.1	56.1	—
農業集落排水処理施設	6.5	7.1	—
合併処理浄化槽	23.0	23.0	—
その他	0.1	0.2	—
合計	83.7	86.4	×
処理人口(千人)	1,551	1,656	—
県人口(千人)	1,854	1,917 ^(注1)	—

注1) 目標の欄の県人口は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口(平成20年12月推計)ベースを記載しています。

注2) 水環境整備構想における目標達成状況は、全区分の合計値で評価しており、区分毎の評価はしていません。

第2節 一般廃棄物に関する課題

前計画の目標を達成するために取り組んできた各種施策を検証した結果、それぞれ以下の3点が課題です。

1 ごみ処理に関する課題

○課題1 ごみの発生抑制、再生利用、最終処分量について

前計画の目標年度である令和3年度は、最終処分量は目標を達成できる見込みですが、1人1日当たりのごみの排出量及びリサイクル率については、目標を達成できない見込みです。

ごみの排出抑制については、東日本大震災以降、生活系ごみの排出量はやや減少傾向、事業系ごみはほぼ横ばいで推移していますが、県内人口減少の影響などもあり、1人1日当たりのごみ排出量は、高止まりの状況が続いています。

なお、本県で排出される可燃ごみは紙類、食品廃棄物、プラスチック類の順に割合が高く、これらの削減や分別を優先して取り組む必要があります。

再生利用については、近年、統計に含まれない商業施設等による資源回収量が増加しているため、これらの量を含めた実態把握を行い、結果を公表することとします。

最終処分量については、目標を達成する見込みとなっていますが、ごみの排出抑制と再生利用の推進により、更に削減していく必要があります。

○課題2 ごみ処理施設の適切な維持管理及び計画的な施設整備について

ごみ処理施設は、年数を経ると維持管理に係るコストの増加が見込まれるとともに、施設更新費用が高額となることから、コストをできるだけ抑え、初期性能を維持するための計画的かつ効率的な維持管理や設備改良等により、施設の長寿命化を図る必要があります。

また、施設の更新等を行う際には、地球温暖化対策に配慮した高効率なごみ発電施設やメタンガス化施設などのエネルギーを有効利用する施設への転換を図るとともに、東日本大震災や令和元年東日本台風等の経験を踏まえて、処理施設やストックヤード等に一定程度の余力を持たせることにより、大規模災害に備えることが必要です。

○課題3 ごみの適正処理について

大規模災害が発生した際の廃棄物処理対策が適正かつ円滑に進むよう、全市町村が災害廃棄物処理計画を策定し、同計画により予め仮置場を選定しておくほか、運搬や分別の方法を取り決めておくなど、平時から大規模災害に備えることが必要です。

また、県・市町村・一部事務組合間で令和3年6月に締結した相互応援協定に基づき、他市町村等との連携体制づくりを進める必要があります。

さらに、ごみの不法投棄や違法な不用品回収等をさせないため、県民、市町村、事業者、県が連携して不適正処理防止の普及啓発や不法投棄しにくい環境づくりをすることが必要です。

2 生活排水処理に関する課題

○課題1 生活排水の適正処理について

貴重な水資源や水環境を保全するためには、生活排水を適正に処理した上で、公共用水域へ放流することが必要です。

生活排水処理施設には、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等がありますが、本県においては、合併処理浄化槽は県全体の浄化槽の約45%であり、台所や風呂等の排水が未処理のまま放流される単独処理浄化槽が約55%を占めています。単独処理浄化槽は河川・湖沼等の水質汚濁の原因の一つとなっていることから、合併処理浄化槽への転換を早急に図る必要があります。

また、湖沼は、閉鎖性の水域であるため、水質の汚濁が進みやすい上に、いったん水質が汚濁するとその改善が容易でないことから、水質の汚濁が一定程度進行し、窒素やりんなどの流入を低減させる必要がある湖沼の流域においては、高度処理型の浄化槽の整備に向けた施策を検討する必要があります。

○課題2 生活排水処理施設等の効率的な整備について

生活排水処理施設の整備に当たっては、地域の特性に合わせ、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等のそれぞれの特性をいかした効率的な取組が必要です。

下水道、農業集落排水施設等の集合処理施設については、各家庭等と集合処理施設との接続率向上を図る必要があります。

し尿処理施設については、既存施設の更新時期等を考慮し、計画的かつ効率的な施設整備を推進するとともに、施設整備に当たっては、メタン・りんの回収設備の設置、廃棄物系のバイオマス^{*}の利活用など、温暖化対策への対応の観点からの検討も必要です。

さらに、大規模な災害発生時の生活排水処理対策のため、平時からの他市町村等との連携体制づくり等を進める必要があります。

○課題3 生活排水処理施設等の適切な維持管理について

生活排水処理施設等の能力を継続して発揮させるため、処理方式に応じた施設の適切な維持管理を行うことが必要です。

合併処理浄化槽については、浄化槽法に基づく法定検査として、施設の使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内に浄化槽の所期の機能が発揮されていることを確認する検査（7条検査）と、毎年1回浄化槽の性能が正常に維持されていることを確認する検査（11条検査）を行う必要がありますが、本県における11条検査の実施率（令和元年度31.3%）が全国平均（同43.8%）を大きく下回っている現状を踏まえ、同検査の実施率を向上させる必要があります。

第3節 一般廃棄物に関する目標と方策

1 施策の基本的な方針

前節の一般廃棄物に関する課題を踏まえ、以下の事項を施策の基本的な方針として取り組んでいくこととします。

- | | |
|----------------|--|
| (1) ごみ処理について | ① 3R（ごみの発生抑制、再使用、再生利用）の推進
② ごみ処理施設の適切な整備及び維持管理の促進
③ ごみの適正処理の推進 |
| (2) 生活排水処理について | ① 生活排水の適正処理の推進
② 生活排水処理施設等の効率的な整備の促進
③ 生活排水処理施設等の適切な維持管理の促進 |

2 一般廃棄物に関する目標

(1) ごみ処理に関する目標

ア 1人1日当たりのごみの排出量 (g/人・日)

(ごみ排出量 ÷ 総人口 ÷ 365)

令和元年度の本県のごみ排出量は 72 万 1 千 t/年、1 人 1 日当たりに換算して 1,035g であり、全国平均値の 918g より 100g 以上高い値でした。

本県では県総合計画の目標年度である令和 12 年度において、全国平均値以下にすることを目標とし、当該年度における全国平均値の予測値 860g を目標参考値としています。

これを踏まえ、本計画の目標値は、令和 12 年度の目標参考値 860g を達成するために必要な 16g/年の削減を行った場合に、令和 8 年度に達成すべき排出量を 923g/人・日以下とします。

表3-12 1人1日当たりのごみの排出量の目標値

(単位 : g/人・日)

令和元年度	令和 3 年度	令和 8 年度		令和 12 年度 ^(注1)	
実績値	前計画目標値	予測値 ^(注2)	目標値	予測値 ^(注2)	目標値
1,035	935 以下	990	923 以下	976	全国平均値以下 目標参考値 860 ^(注3)

注 1) 総合計画及び環境基本計画の目標値です。

注 2) 本県の予測値は近年 4 年間 (H27～H30、東日本台風が発生した R 元を除く) のデータを基に推計した値です。

注 3) 目標参考値とする全国平均値の予測値は直近 5 年間 (H27～R 元) のデータを基に推計した値です。

注 4) 目標年度の排出内訳の推計値は次のとおり。(令和元年度と同じ排出比率と仮定した試算値。)

(単位 : g/人・日)

年度		令和元年度 (実績値)	令和 8 年度 (目標値)	令和 12 年度 (目標参考値)
排出量		1,035	923	860
内訳	事業系	309	276	257
	資源物	105	93	87
	生活系	621	554	516

イ リサイクル率（%）

((直接再生利用量+処理後再生利用量+集団回収量) / (ごみ処理量+集団回収量) × 100)

本県のリサイクル率は、令和元年度において 12.7% となっており、同年の全国平均値 19.6% を大きく下回っています。また、令和 8 年度における本県のリサイクル率の将来予測は 9.8% と、さらに低下すると予測されています。

本県では県総合計画の目標年度である令和 12 年度において、全国平均値以上とすることを目標とし、当該年度における全国平均値の予測値 17.5% を目標参考値としています。

これを踏まえ、本計画の目標値は、令和 12 年度の目標参考値 17.5% を達成するためには必要な 0.44 ポイントを毎年上昇させた場合に、令和 8 年度に達成すべきリサイクル率を 16.0% 以上とします。

表 3-13 リサイクル率の目標値

(単位 : %)

令和元年度	令和 3 年度	令和 8 年度		令和 12 年度 ^(注 1)	
実績値	旧計画目標値	予測値 ^(注 2)	目標値	予測値 ^(注 2)	目標値
12.7	21.0 以上	9.8	16.0 以上	8.2	全国平均値以上 目標参考値 17.5 ^(注 3)

注 1) 総合計画及び環境基本計画の目標値です。

注 2) 本県の予測値は近年 4 年間 (H27～H30、東日本台風が発生した R 元を除く) のデータを基に推計した値です。

注 3) 目標参考値とする全国平均値の予測値は直近 5 年間 (H27～R 元) のデータを基に推計した値です。

ウ 1 日当たりの最終処分量 (t/日)

(年間最終処分量 ÷ 365)

本県の最終処分量は東日本大震災発生後に増加しましたが、その後概ね減少傾向が続いており、令和元年度は 9 万 3 千 t/ 年でした。

本計画の目標値は、令和元年東日本台風の影響があった令和元年度を除いた将来予測値を参考に、令和 8 年度に達成すべき最終処分量を 150 t / 日以下とします。

表 3-14 1 日当たりの最終処分量の目標値

(単位 : t/日)

令和元年度	令和 3 年度	令和 8 年度	
実績値	旧計画目標値	予測値 ^(注)	目標値
255	200 以下	157	150 以下

注) 本県の予測値は近年 4 年間 (H27～H 30、東日本台風が発生した R 元を除く) のデータを基に推計した値です。

(2) 生活排水処理に関する目標

「ふくしまの美しい水環境整備構想」においては、整備目標（汚水処理人口普及率）を以下のとおりとしています。

表 3-15 汚水処理人口普及率の目標値^{注)}

(単位 : %)

令和元年度	令和元年度	令和7年度	令和12年度
実績値	目標値	目標値	目標値
83.7	87%以上	93.3	97.4

注) 2030 年代初頭で概ね 100% を目標としています。

3 目標実現のための施策

目標実現のため、以下の施策に取り組んでいくこととします。

(1) ごみ処理に関する施策

A 3R*(ごみの発生抑制、再使用、再生利用)の推進



(7) 意識啓発の推進

【3R一般】

- ごみの発生抑制（リデュース*）・再使用（リユース*）は、再生利用（リサイクル）よりも優先して取り組む必要がある（循環型社会形成推進基本法*）ことから、県民、事業者に対し、発生抑制、再使用へのより積極的な取組について啓発を図ります。
- 新聞、テレビ、県HP、小学生向けの環境教育副読本やリーフレット教材の他、令和3年度に運用を開始したスマートフォン用アプリなどのICT（情報通信技術）やマスコットキャラクター等を活用して様々な情報を発信し、ごみ減量化について啓発を図ります。
- 学校や地域における環境学習会等に、環境アドバイザー等の専門家を派遣し、3R推進のための環境教育等の取組を支援します。
- 事業者の先進的取組事例等を情報収集し、他の事業者等へ紹介します。

【食品廃棄物の削減】

- ごみの減量化や食品ロスの削減を進めるためのリーフレット教材を作成の上、県内の全小学生に配布し、家庭での実践を促します。
- 消費（賞味）期限の近い商品の優先的な購入を呼び掛けるなど、エシカル消費*を推進し、食品ロスの削減に取り組みます。

【プラスチックごみの削減】

- プラスチック類の3Rを推進するため、県民・小売店・関係団体に対してワンウェイプラスチック*の使用削減、プラスチック代替品の利用促進について啓発を行うとともに、プラスチック製品製造事業者等に対して、プラスチック使用量の削減・代替素材の活用等について啓発を行います。
- プラスチックごみの削減とリサイクルの促進を目的として制定されたプラスチック資源循環促進法（令和4年4月1日施行予定）について周知を図ります。

(1) ごみの発生抑制（リデュース）の推進

【リデュース全般】

- 買い物段階でのごみの発生抑制のため、市町村、小売店と連携し、マイバッグ持参の取組や、トレー無し販売等、簡易包装の取組を促進します。また、マイボトル、マイカップ、マイ箸の利用などごみ減量化への参加呼び掛けを促進します。
- 小売店におけるばら売り・量り売りの普及を促進するとともに、消費者に対しては、必要なものを必要なだけ買う、詰め替え可能なものや長く使えるものを選ぶなど、消費行動の見直しを呼び掛けます。
- ごみ総量の約3割を占める事業系一般廃棄物の減量化のため、事業者に対し、オフィス等における効率的な古紙回収や、飲食店における来店者への食べきりの呼び掛け等の普及・啓発を図ります。

【紙ごみの削減】

- デジタル化の進展によるペーパーレス化など、事業所から発生する紙類の削減に取り組むよう促します。

【食品廃棄物の削減】

- 家庭における食品の買いすぎ・作りすぎの防止や、飲食店における食べきり運動の推進など、手付かずや食べ残しなどの食品ロスを減らす取組の普及・啓発を図ります。また、生ごみは重量比で家庭ごみ全体の約3割を占め、その70~80%が水分であることから、水切りの徹底など生ごみの減量化の取組の普及・啓発を図ります。
- 「もったいない！食べ残しぜロ推進運動」に協力する店舗や事業所の募集・認定を行い、利用者に普及啓発を図ることにより、食品ロス削減の取組を促進するとともに、認定後の取組状況等を確認していきます。
- 食品廃棄物削減のモデル事業の結果を市町村に情報提供し、広く普及を図るなど、食品廃棄物の削減に積極的に取り組みます。
- 「福島県食品ロス削減推進計画（仮称）」を策定し、本県の課題を踏まえた施策を推進し、食品ロスの削減に向けて総合的に取り組みます。

【プラスチックごみの削減】

- ワンウェイプラスチックの使用削減やプラスチック代替品利用の促進について、県民や関係団体等への働きかけを行います。

(ウ) 再使用（リユース）の推進

- マイボトル、マイカップの使用を促進するとともに、事業者に対し、使用済みのものを回収して再度使用ができるリユース・リターナブル製品の製造、販売に取り組むよう促します。
- 市町村が行っている再生家具等の譲渡会について住民に情報提供を行い、民間団体等が実施するフリーマーケットなどの利用を促進します。

(イ) 再生利用（リサイクル）の推進

【リサイクル全般】

- 市町村に対し、優良事例の導入や地域特性を踏まえた取組を促します。
- ごみ全体の再生利用状況を把握するため、民間事業者による資源物の直

接回収や商業施設での店頭回収など、市町村を介さない資源回収の状況把握に取り組みます。

【分別回収・集団回収】

- 市町村等に対し、住民が資源物を分別して出しやすいごみステーションの整備や回収頻度の見直しに加え、公共施設や観光地等において、分別区分がわかりやすい回収ボックスを設置するなど、資源物の適正な分別回収が進むよう促します。
- 市町村に対し、自治会や子ども会、NPOなどによる古紙や空き缶などの資源物の集団回収が進むよう促します。
- 各地域における優良取組事例等の紹介を行うなど、集団回収への取組意欲の向上を促します。

【紙ごみのリサイクル】

- 雑がみを含めた紙ごみの分別回収・排出を促進します。
- 事務所から発生する廃棄文書を焼却せずに、溶解処理して再生紙として活用するなど、紙類のリサイクルに取り組みます。

【食品廃棄物のリサイクル】

- 食品廃棄物のリサイクル促進モデル事業の結果を市町村に情報提供し、広く普及を図るなど、食品廃棄物のリサイクルに積極的に取り組みます。

【リサイクル製品の活用】

- 廃棄物を再生利用した土木資材など、循環資源を利用して製造された優良な製品について「うつくしま、エコ・リサイクル製品」*の認定を行うとともに、認定製品の積極的な使用を促進します。
- 環境に配慮した商品を優先して購入するグリーン購入*を促進します。また、県においては、環境に配慮した再生品を優先的に購入するよう努めます。
- ごみ処理施設の焼却灰のリサイクルについて、先進事例を収集し、市町村等に情報提供を行うなど、焼却灰の最終処分量の削減を促進します。

【熱エネルギーの回収等】

- 廃棄物焼却時の熱エネルギーの回収や発電、廃棄物のたい肥化等を促進します。

(才) 各種リサイクル法に基づく再生利用の推進

- 容器包装リサイクル法*、家電リサイクル法*、食品リサイクル法*、資源有効利用促進法*、小型家電リサイクル法*等について、県民、事業者に周知を図るとともに、関係事業者に対し、市町村等と連携しながら、法律を遵守するよう啓発・指導を行います。
- 容器包装廃棄物については、家庭ごみの容積比で約6割、重量比で約2～3割を占めることから、福島県分別収集促進計画*（第9期）を踏まえ、市町村及び関係者と連携し減量化や分別の徹底について普及・啓発を図ります。
- 新たに制定されたプラスチック資源循環促進法の趣旨に沿って十分な

取組ができるよう市町村等と情報を共有するとともに、県民や事業者、市町村等と連携しながら、プラスチックの使用削減や分別の徹底、リサイクルの促進に取り組みます。

(カ) 経済的手法の検討

- ごみ処理の有料化は、ごみの排出量に応じた負担の公平化や、ごみの発生抑制への意識改革につながるのに加え、従来分別されずに廃棄されてきた資源化可能物（紙類、プラスチック類など）の資源化を促進する効果が期待されます。したがって、「一般廃棄物処理有料化の手引き（平成25年4月 環境省）」を踏まえ、市町村等に対して情報提供を行うなどにより、ごみ処理有料化の検討を促します。
- 効率的なごみ処理事業を進めるため、市町村等に対し、「一般廃棄物会計基準（令和3年5月改定 環境省）」に基づくコストの把握を促します。また、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（平成25年4月改定 環境省）」を踏まえた市町村等によるごみの循環的利用や適正処分等の取組を促進します。

イ ごみ処理施設の計画的な整備及び維持管理の促進



【施設整備】

- ごみ処理施設の整備に当たっては、大規模災害の発生に備え、処理施設やストックヤードに、ある程度の余裕を持たせるなど、災害への対応を考慮するよう促します。
- 施設を新設又は改修等する際は、二酸化炭素を極力排出しない施設やエネルギー効率が高い施設を整備するよう、市町村等に対し先進的事例の情報を提供するなど、技術的な助言等を行います。
- ごみ処理施設やごみ処理の実態に対する住民の理解を深め、施設整備を円滑に進めるため、ごみ処理施設の見学やリスクコミュニケーション等による積極的な情報公開の実施について、市町村等に助言等を行います。

【維持管理】

- ごみ処理施設については、今後、維持管理や更新に係るコスト増加が見込まれることから、「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（令和3年3月改定 環境省）」等により、市町村等に対し、引き続き施設の長寿命化の手法の導入に関する情報提供を行います。
- 新型コロナウイルスの感染が拡大している状況下等においても、廃棄物処理事業を安定的に継続するための市町村等の廃棄物処理事業継続計画*の早期策定に向けて、説明会の開催や技術的な助言を行います。
- ごみ処理施設の適正な維持管理が徹底されるよう、立入検査等の監視指導を継続して実施します。

【ごみ処理の広域化】

- 本県におけるごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化については、平成11年度に策定（平成22年改定）した「福島県ごみ処理広域化計画」に基づ

き、概ね計画どおりの集約化が図られたところです。

- 今後は、人口減少や施設の老朽化等によるコスト増大、大規模災害の頻発などへの対応が必要とされる一方で、豪雪地帯が県土面積の約半分を占めること、東日本大震災及び原子力発電所の事故からの復興途上にあること等の本県の現状も踏まえ対応を検討します。

ウ ごみの適正処理及び災害廃棄物対策の推進について



【不法投棄等防止】

- ごみのポイ捨てや不法投棄などが環境汚染につながること、ごみのポイ捨て防止等について、各種広報媒体や環境イベント等を通じて情報発信します。
- ごみの不法投棄や無許可の不要品回収等を未然に防ぐため、県民、市町村、事業者と連携して街頭啓発活動を行うなど、不適正処理防止のための環境づくりに努めます。

【海洋ごみ対策】

- 福島県海岸漂着物対策推進地域計画（令和元年5月策定）*に基づいて、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進します。
- 國際的に問題となっているプラスチックを含む海洋ごみ等の発生抑制の観点から、海岸漂着物等の実態を調査し、発生源の分析及び発生抑制対策に取り組みます。
- 陸域でのポイ捨てや不法投棄などが河川を経由して海洋汚染につながっていることを、各種広報媒体や環境イベント等を通じて情報発信します。

【災害廃棄物の処理】

- 「福島県災害廃棄物処理計画（令和3年3月策定）*」に基づき、災害発生時の廃棄物の適正かつ円滑な処理に取り組みます。
- 市町村災害廃棄物処理計画について、説明会や研修会などを開催し、未策定の市町村に対する支援を行います。
- 県、市町村及び一部事務組合の「災害廃棄物処理に関する相互応援協定（令和3年6月締結）*」に基づき、平常時から情報共有を行うなど、災害の発生に備えます。
- 県と一般社団法人福島県産業資源循環協会の「大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定（平成19年3月締結）*」に基づき、災害発生時には、市町村等の災害廃棄物処理が円滑に進むよう、同協会と必要な調整等を行います。

(2) 生活排水処理に関する施策

ア 生活排水の適正処理の推進

- 貴重な水資源の確保や良好な水環境の保全に向け、下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽等の整備事業を積極的に推進します。また、浄化槽については、補助金等の経済的支援も含めた施策により、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。
- 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域においては、水質悪化が懸念されているこ



とから、富栄養化等を防止するため、補助金等の経済的支援も含めた支援策により、窒素、りんを除去する高度処理型浄化槽の設置を進めます。

- 水質改善を図るため窒素やりんなどの流入を低減させる必要があるその他の湖沼の流域においても、高度処理型の浄化槽の整備に向けた施策を検討します。



イ 生活排水処理施設等の効率的な整備の促進

【効率的・効果的な施設整備】

- 下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽等の整備に当たっては、それぞれの施設や整備する地域の特性に合わせた計画的、効率的な整備を促進します。
- し尿処理施設について、国の循環型社会形成推進交付金等の活用により、計画的に施設の更新、改修等が行われるよう市町村等に対し技術的な助言等を行います。
- 市町村等の新たなし尿処理施設の整備に際しては、地球温暖化対策への対応の観点から、熱利用等のためのメタン回収設備や、肥料原料として利用するためのりん回収設備等を導入するなど、資源の有効利用に配慮した施設の整備を促進します。

【災害対応】

- 災害に備えたし尿処理施設の処理能力の確保や施設の耐震化、浸水対策を図る市町村等に対して技術的な助言等を行います。

【広域連携】

- 災害発生時に、し尿処理が困難になることも想定した広域的な連携体制の構築等を市町村等に促します。



ウ 生活排水処理施設等の適切な維持管理の促進について

- 合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽について、市町村及び公益社団法人福島県浄化槽協会との連携の下、浄化槽台帳を活用し、法定検査の実施率の向上を図るとともに、定期的な清掃の実施等適正な維持管理を促進します。
- し尿処理施設の適正な維持管理を徹底させるため、立入検査等の監視指導を実施します。
- 浄化槽の定期的な清掃や浄化槽が適正に機能していることを確認するための法定検査（11条検査）について、県政広報番組や県民だより等により、実施を呼び掛けるなどの取組を継続して行います。

4 関係者の役割

目標実現のため、県民、事業者、市町村は、県が行う施策等に積極的に協力するとともに、それぞれの立場で適切な役割分担により取り組んでいくことが重要です。

(1) 県民

【全般】

- 1人1日当たりのごみ排出量の削減やリサイクル率の向上に向けて、ごみの

3Rを常に意識し、積極的に取り組みます。

- ものを簡単に捨てない、買い替えたほうが環境負荷がより少なくなる場合以外は修理・修繕等を行ってできるだけ長く使う、ものを買う前によく検討してそれを大切に使うなど、無駄をなくす工夫に努めます。
- マイバッグの持参、ワンウェイプラスチックの使用削減、リユース・リサイクル製品の積極的な活用、ごみの発生の少ない商品の優先的な購入、ばら売り・量り売りの利用等、ごみの出ないライフスタイルへの転換に努めます。
- 簡易包装の商品を選択する、不要な包装を断るなど、ごみの発生抑制に努めます。
- 不要になったものはフリーマーケットやリユースショップに出すなど、まだ使えるものはできるだけリユースされるよう努めます。
- 各種リサイクル法への理解を深め、分別排出や適正処理に努めます。
- 市町村が定めるルールに基づいた分別排出に努めます。
- ごみのポイ捨てをしない、地域の清掃活動へ参加するなど、生活環境の保全に努めます。
- 自治会や子ども会、NPOなどによる古紙や空き缶などの資源物の集団回収活動に積極的に参加します。
- 許可を受けた業者による資源物の直接回収や商業施設での店頭回収なども活用してリサイクルを促進します。
- 新型コロナウイルス感染症などの感染症対策に十分に配慮した家庭ごみの排出に努めます。

【食品廃棄物の削減・草木の減量・有効利用】

- 食品は使い切れる分だけ買う、料理は食べきれる分だけ作る、外食時には食べきれる分だけ注文するなど、食品ロスを少なくするよう努めます。
- 生ごみの水切りの徹底による減量化、たい肥化など身近なところからごみのリデュース、リサイクルに努めます。
- 草類は乾燥させてから集積所に出す、剪定枝は家庭用破碎機によりチップ化して有効活用するなど、ごみのリデュース、リサイクルに努めます。

【紙類のリサイクル】

- 紙類については、包装紙や封筒、メモ用紙などの雑がみを含め、リサイクルの徹底に努めます。

【生活排水の適正処理】

- 生活排水を適正に処理することの重要性を理解し、合併処理浄化槽の設置や下水道、農業集落排水施設等の集合処理施設への早期接続に努めます。また、浄化槽については、法定検査を必ず受検するなど、適正な維持管理を行います。

(2) 事業者

【全般】

- 1人1日当たりのごみ排出量の削減やリサイクル率の向上に向けて、廃棄物のリデュース、リユース、リサイクルの重要性を認識し、事業活動に伴って生じた廃棄物の適正処理に努めます。

- 3Rに配慮した製品の製造、販売、使用に努めるとともに、消費者が使用した後に不要となった製品の回収、リユース、リサイクルに努めます。
- 市町村が定める分別排出ルールを遵守します。
- ごみのポイ捨てをしない、地域の清掃活動へ参加するなど、生活環境の保全に努めます。
- 各種リサイクル法への理解を深め、分別排出や適正処理に努めます。

【紙類の3R】

- 簡易包装とするなど、容器包装の使用量を削減し、事務所や家庭の紙ごみのリデュースに努めます。
- 事業所から発生する廃棄文書を焼却せずに、溶解処理して再生紙として活用するなど、紙類のリサイクルに努めます。

【食品廃棄物の削減】

- 飲食店等において、食べきりの呼び掛けや食べきれなかった場合の持ち帰りへの対応等を行うなど、食品ロスを少なくするよう努めます。
- 十分な水切りによる生ごみの減量化や、たい肥化への取組など食品廃棄物のリデュースやリサイクルに努めます。

(3) 市町村

【全般】

- 一般廃棄物の処理責任者として、自区域内で発生する一般廃棄物を適正処理するための基本となる一般廃棄物処理計画を策定し、計画に基づき、ごみの減量化及び適正処理を推進します。
- 廃棄物処理法に基づき、ごみ処理施設の維持管理等に関する情報を公開します。
- 他市町村で効果があった施策を積極的に取り入れるなどにより、1人1日当たりのごみ排出量の削減やリサイクルの取組を推進します。
- ごみの3Rが促進されるよう、学校における環境教育や地域コミュニティ、NPO等と連携した住民・事業者への普及啓発等、各主体の自主的な取組を促進します。
- 住民団体や回収業者と連携し、資源物の集団回収を積極的に推進します。
- 許可を受けた業者による資源回収や商業施設による資源物の店頭回収などの積極的な活用を住民に呼び掛けます。
- 分別排出ルールに基づいた分別の徹底を呼び掛けるなど、ごみの適正処理を推進します。
- ごみの不法投棄等不適正処理に対し、各市町村で設置している監視員や地域住民、不法投棄等に関する情報提供に係る協定を締結している事業者等との連携協力により、地域ぐるみで監視・通報体制を構築し、未然防止と早期発見を促進します。
- ごみのポイ捨て防止、地域の清掃活動への参加などについて、住民に呼び掛けを行います。
- ごみの収集運搬から最終処分までの一連の処理について、原則として自区域

(ブロック) 内で完結した処理が行えるよう、処理体制の整備を進めます。

- ごみ処理施設及びし尿処理施設の適切な維持管理、適正処理を推進します。

【食品廃棄物の削減】

- 生ごみの水切り徹底の啓発や生ごみ処理機・コンポストの普及、たい肥センターの活用・整備等により、食品廃棄物の削減を推進します。

【紙類のリサイクル】

- 紙類について、雑がみを含め、資源物として分別回収を推進します。

【ごみ処理の有料化】

- ごみ処理の有料化の必要性や効果等について、必要に応じて住民等に情報提供を行うなど、その導入等について検討します。

【リサイクル製品の使用】

- 公共事業等において、「うつくしま、エコ・リサイクル製品」等の廃棄物の再生利用製品を積極的に使用します。

【災害対応】

- 災害発生時の災害廃棄物の処理について、自治体間での広域的な処理、民間施設の活用など、多角的に対応を検討するとともに、県・市町村・一部事務組合間での相互応援協定に基づき、被災市町村に対し、適切かつ迅速に応援を行います。また、災害等発生時における応援が円滑に行われるよう、平常時から必要な情報を相互に交換するなど、情報の共有を行い、災害の発生に備えます。

【生活排水対策】

- 生活排水処理施設の整備については、地域の特性に合わせ、下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽等について、それぞれの特徴をいかした事業を効率的に推進します。

第4章 産業廃棄物の処理

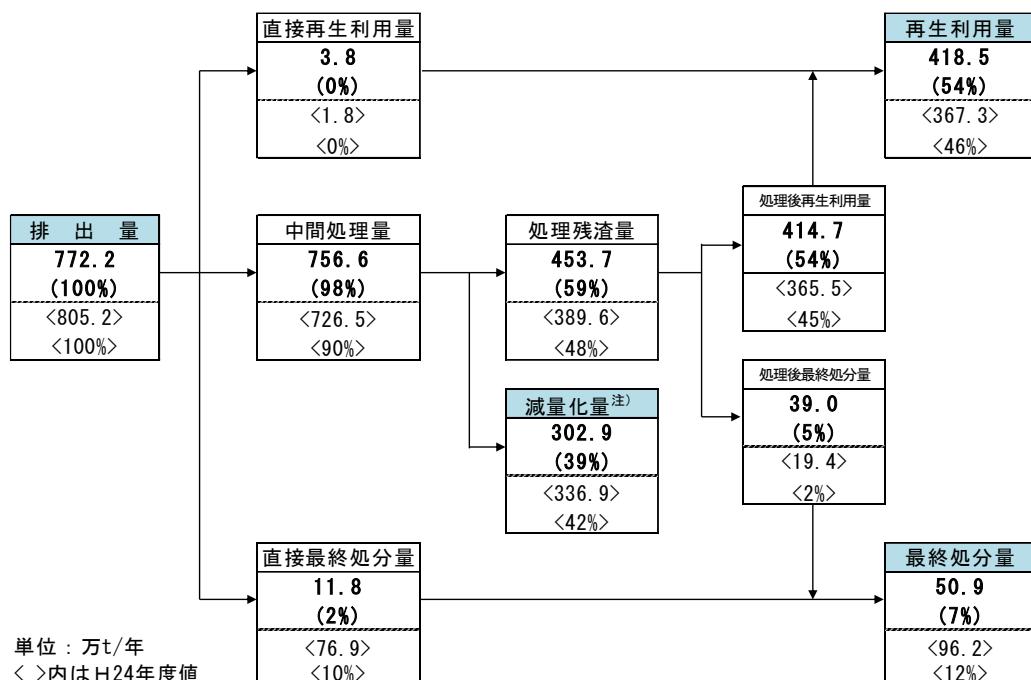
第1節 現状と将来予測

1 産業廃棄物の現状

(1) 排出処理状況

令和元年度の産業廃棄物の処理フローは図4-1、処理状況は図4-2のとおりです。

産業廃棄物の排出量は約772万2千トンとなっており、そのうち約302万9千トン（排出量比：39%）が脱水、焼却等の中間処理により減量化されています。産業廃棄物の再生利用量は約418万5千トン（排出量比：54%）、最終処分量は約50万9千トン（排出量比：7%）となっています。前計画の基準年度である平成24年度と比べると、排出量及び最終処分量は減少し、再生利用量が増加しています。



注）「減量化量」とは、脱水や焼却等の中間処理により減量された量を表します。

図4-1 産業廃棄物の処理フロー

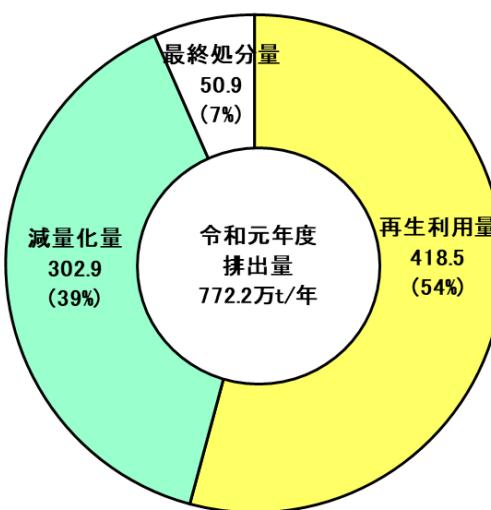


図4-2 産業廃棄物の処理状況

令和元年度における産業廃棄物の排出量、再生利用量、最終処分量の種類別、業種別の内訳は、図4-3～4-8のとおりです。

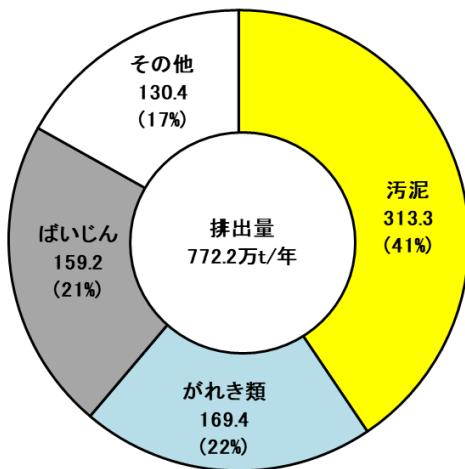


図4-3 種類別排出量

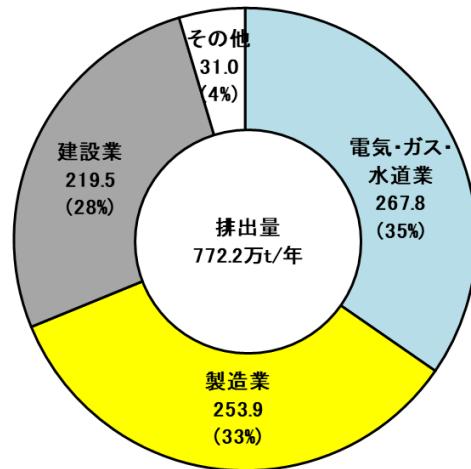


図4-4 業種別排出量

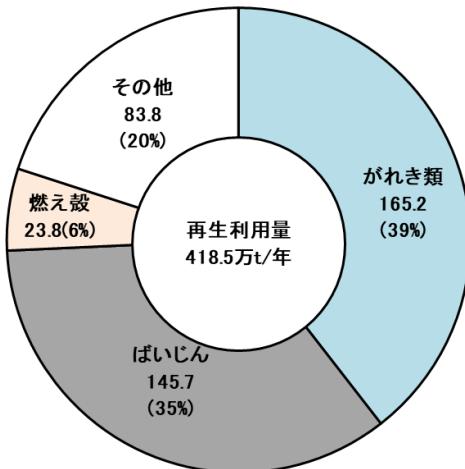


図4-5 種類別再生利用量

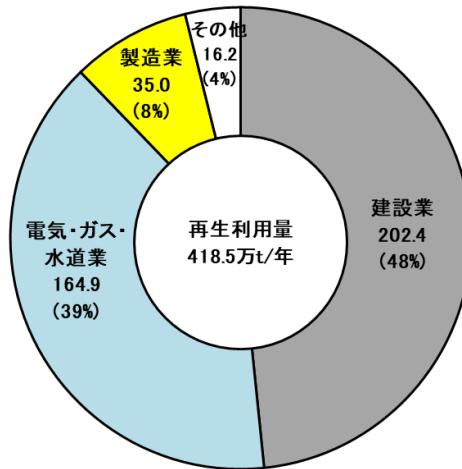


図4-6 業種別再生利用量

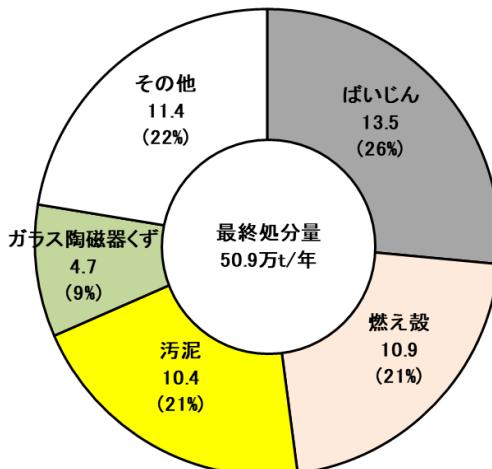


図4-7 種類別最終処分量

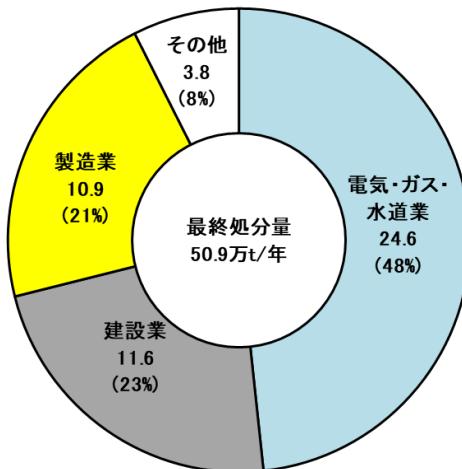


図4-8 業種別最終処分量

(2) 移動状況

ア 県内で発生した産業廃棄物の県外への搬出状況

令和元年度に産業廃棄物処理業者（以下第4章～第6章の本文中で「処理業者」という。）への委託処理のため県外へ搬出された量は約191万4千トンとなっており、その内訳については表4-1のとおりです。

表4-1 産業廃棄物の県内排出量と県外搬出量

(単位:t)

産業廃棄物の種類	県内排出量	県外搬出量	県外搬出量の内訳	
			中間処理	最終処分
燃え殻	248,724	84,621	84,621	
汚泥	3,133,167	103,749	101,042	2,707
廃油	44,023	27,953	27,953	
廃酸	18,124	10,464	10,464	
廃アルカリ	100,294	36,850	36,850	
廃プラスチック類	178,548	50,729	48,203	2,526
紙くず	8,608	1,411	1,411	
木くず	266,361	77,950	77,950	
繊維くず	1,441	201	201	
動植物性残さ	16,509	2,162	2,162	
動物系固形不要物				
ゴムくず	17	7	7	
金属くず	39,554	7,964	7,964	
ガラスくず等	188,014	30,156	29,431	724
鉱さい	144,460	97,302	88,957	8,345
がれき類	1,693,826	30,931	30,584	347
動物のふん尿	4,872			
動物の死体	1,216	1,216	1,216	
ばいじん	1,591,717	1,331,202	1,331,202	
13号廃棄物				
その他	42,954	18,755	18,624	132
合計	7,722,430	1,913,623	1,898,842	14,781

注1) 「13号廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「廃棄物処理法施行令」という。）第2条13号に規定されている産業廃棄物（産業廃棄物を処分するために処理したもので、それらの産業廃棄物の種類に該当しないもの（コンクリート固化物等））を表します。

注2) 表中の空欄は、発生がないことを示します。

イ 県外で発生した産業廃棄物の県内への搬入状況

令和元年度に県内の処理業者が受託した県外産業廃棄物の量は、約47万9千トンとなっており、その内訳については表4-2のとおりです。

表4-2 県外産業廃棄物の県内搬入量

(単位: t)

産業廃棄物の種類	県内搬入量	左記の内訳	
		中間処理	最終処分
燃え殻	15,327	4,430	10,897
汚泥	40,586	28,504	12,081
廃油	28,080	28,080	
廃酸	51,843	51,843	
廃アルカリ	6,472	6,472	
廃プラスチック類	43,296	14,125	29,171
紙くず	376	373	3
木くず	14,652	14,645	7
繊維くず			
動植物性残さ	4,744	4,744	
動物系固形不要物			
ゴムくず			
金属くず	1,403	974	429
ガラスくず等	19,773	12,513	7,260
鉱さい	9,231	8,051	1,180
がれき類	34,716	20,457	14,260
動物のふん尿			
動物の死体			
ばいじん	113,159	103,127	10,032
13号廃棄物	2,349		2,349
その他	92,644	91,041	1,603
合計	478,650	389,379	89,271

注1) 「13号廃棄物」とは、廃棄物処理法施行令第2条13号に規定されている産業廃棄物（産業廃棄物を処分するために処理したもので、それらの産業廃棄物の種類に該当しないもの（コンクリート固化物等））を表します。

注2) 表中の空欄は、発生がないことを示します。

(3) 産業廃棄物処理施設の状況

ア 産業廃棄物中間処理施設の状況

令和元年度末現在、県内に設置されている産業廃棄物中間処理施設は、表4-3のとおり、634施設となっています。

表4-3 産業廃棄物中間処理施設の設置状況

中間処理施設の種類	排出事業者		処理業者		公共		計		合計
	法	条例	法	条例	法	条例	法	条例	
汚泥の脱水施設	22		13	1	4		39	1	40
汚泥の乾燥施設（機械）	2		1				3		3
汚泥の乾燥施設（天日）									
汚泥の焼却施設	7		14		2		23		23
廃油の油水分離施設			2				2		2
廃油の焼却施設	10		15		2		27		27
廃酸・廃アルカリの中和施設	1		2				3		3
廃プラスチック類の破碎施設	4	1	39	8			43	9	52
廃プラスチック類の焼却施設	5		21		3		29		29
木くず又はがれき類の破碎施設	16		243				259		259
コンクリート固型化施設	1						1		1
シアノ化合物の分解施設	2		4				6		6
その他の焼却施設	11	2	22		3		36	2	38
その他の条例施設			13		134		4		151
合計	81	16	376	143	14	4	471	163	634

注1) 「公共」とは、地方公共団体又は地方公共団体が出資している法人を表します。以下同じです。

注2) 法は廃棄物処理法、条例は福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例（以下「条例」という。）を表します。

注3) 表中の空欄は、設置がないことを示します。

イ 産業廃棄物最終処分場の状況

令和元年度末現在、県内に設置されている産業廃棄物最終処分場（以下第4章～第6章の本文中で「最終処分場」という。）の状況は、表4-4のとおり、65施設となっています。

表4-4 産業廃棄物最終処分場の設置状況

施設種類	排出事業者	処理業者	公共	計
遮断型最終処分場	2	0	0	2
安定型最終処分場	7	17	0	24
管理型最終処分場	15	20	4	39
計	24	37	4	65

(4) 産業廃棄物処理業者の状況

平成 27 年度～令和元年度の各年度末における処理業者数の推移は、表 4－5 のとおりです。

表 4－5 産業廃棄物処理業者数の推移

年度	区分	収集運搬	中間処理	最終処分	中間・最終	計
平成27年度	産業廃棄物	3,423	209	13	9	3,654
	特別管理産業廃棄物	484	20	0	1	505
平成28年度	産業廃棄物	3,551	209	11	10	3,781
	特別管理産業廃棄物	481	19	0	1	501
平成29年度	産業廃棄物	3,778	217	11	10	4,016
	特別管理産業廃棄物	505	19	0	1	525
平成30年度	産業廃棄物	3,918	249	11	9	4,187
	特別管理産業廃棄物	512	18	0	1	531
令和元年度	産業廃棄物	4,013	247	12	8	4,280
	特別管理産業廃棄物	513	18	0	1	532

2 産業廃棄物の目標の達成状況と将来予測

(1) 前計画の目標の達成状況

前計画では、平成 24 年度を基準年度、令和 3 年度を目標年度として、産業廃棄物の排出量、再生利用率及び最終処分率について、目標値を設定しています。

令和元年度の実績値（直近の実績値）と目標値を比較すると、表 4－6 のとおりであり、排出量、再生利用率及び最終処分率とも目標値を達成できる見込みです。

表 4－6 前計画の目標の達成状況

項目	実績値	予測値 ^{注)}	目標値	目標達成見込
	令和元年度	令和 3 年度	令和 3 年度	
排出量（万t/年）	772.2	781.0	825.0 以下	○
再生利用率（%）	54	51	51 以上	○
最終処分率（%）	7	7	8 以下	○

注) 令和元年度福島県廃棄物実態調査報告書によります。

ア 排出量

令和元年度の産業廃棄物の排出量は、前計画の基準年度の約 805 万 2 千トンから約 33 万トン（4 %）減少し、約 772 万 2 千トンとなっており、令和 3 年度の目標である 825 万トン以下を達成できる見込みです。

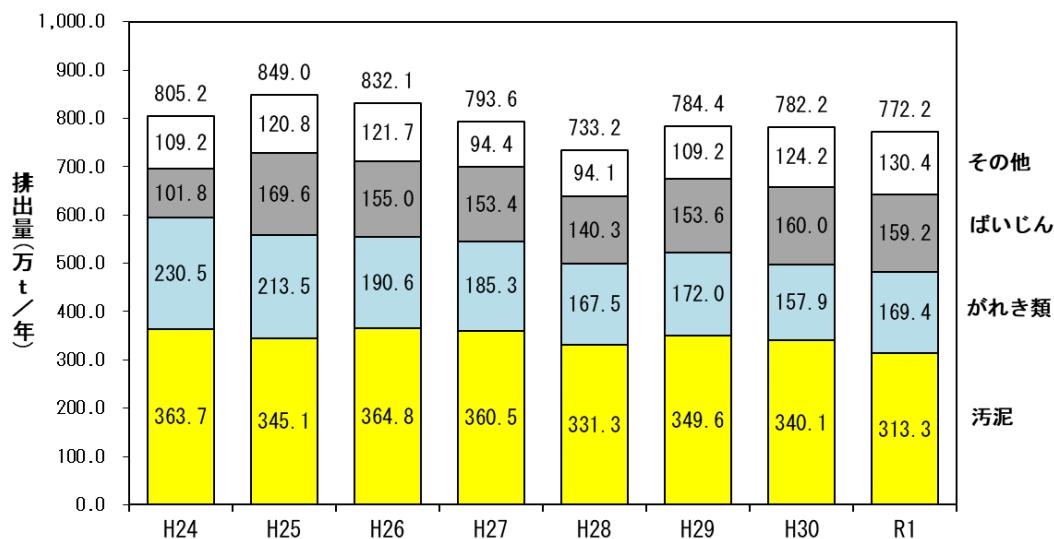


図 4－9 排出量の推移（種類別）

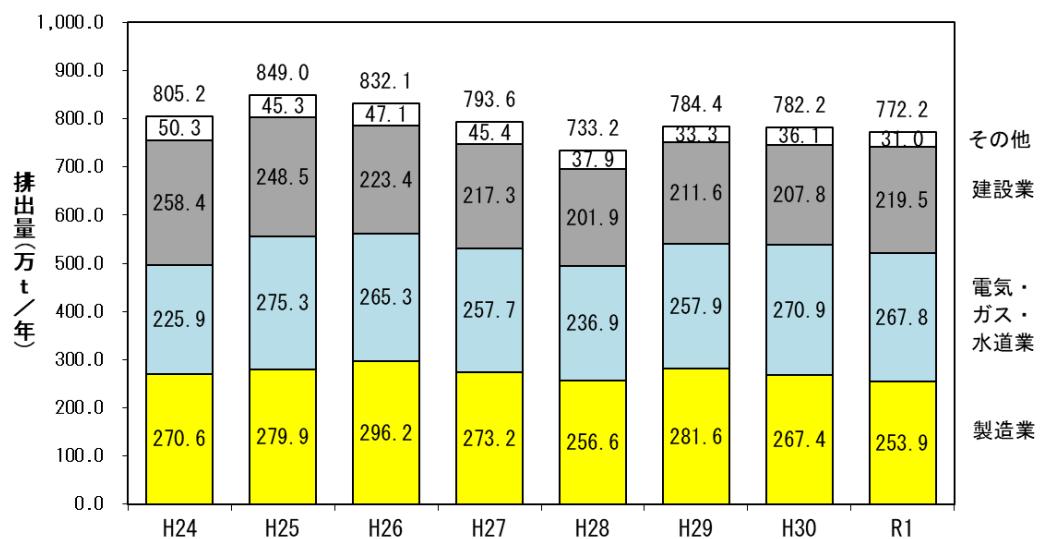


図 4－10 排出量の推移（業種別）

イ 再生利用率

令和元年度の再生利用率は、前計画の基準年度の 46% から 8 ポイント増加し、54% となっており、令和 3 年度の目標である 51% 以上を達成できる見込みです。

ウ 最終処分率

令和元年度の最終処分率は、前計画の基準年度の 12% から 5 ポイント減少し、7 % となっており、令和 3 年度の目標である 8 % 以下を達成できる見込みです。

ただし、全国平均より高い水準にあります（全国平均 2.4%（平成 30 年度））。

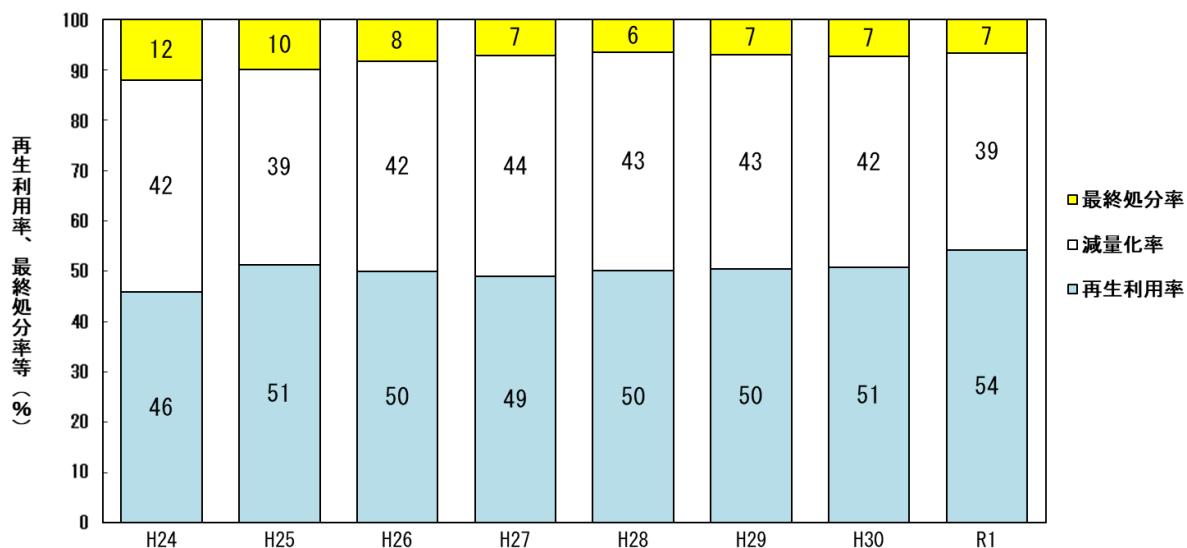


図 4-11 再生利用率、最終処分率等の推移

(2) 産業廃棄物の将来予測

ア 排出量、再生利用率及び最終処分率の将来予測

令和元年度福島県廃棄物実態調査報告書に基づく令和8年度の産業廃棄物の排出量等の将来予測は、表4-7のとおりです。

令和元年度の実績値を基準とすると、令和8年度の排出量及び最終処分率は同程度であり、再生利用率はやや下がる見込みです。

なお、令和8年度における産業廃棄物の種類ごとの排出量等の予測値は、表4-8のとおりであり、令和元年度と比較すると、汚泥の排出量は増加し、がれき類及びばいじんの排出量は減少する見込みです。

表 4-7 産業廃棄物排出量等の実績値及び将来予測

項目	実績値	予測値 ^{注)}
	令和元年度	令和8年度
排出量（万t/年）	772.2	778.8
再生利用率（%）	54	51
最終処分率（%）	7	7

注) 令和元年度福島県廃棄物実態調査報告書によります。

表4－8 産業廃棄物の種類ごとの排出量等の将来予測

(単位:万t)

種類	排出量		再生利用量		最終処分量	
	実績値	予測値	実績値	予測値	実績値	予測値
	令和元年度	令和8年度	令和元年度	令和8年度	令和元年度	令和8年度
汚泥	313.3	338.8	21.0 (7%)	20.6 (6%)	10.4 (3%)	12.6 (4%)
がれき類	169.4	148.2	165.2 (98%)	144.1 (97%)	4.2 (2%)	4.1 (3%)
ばいじん	159.2	148.6	145.7 (92%)	129.2 (87%)	13.5 (8%)	19.4 (13%)
その他	130.4	143.1	86.6 (66%)	103.6 (72%)	22.8 (17%)	18.2 (13%)

注) ()内は当該年度における産業廃棄物の種類ごとの排出量に対する割合を示します。

イ 最終処分場の残余年数

処理業者が設置する最終処分場の残余年数について、令和元年度の処分実績を基に推計すると、表4－9のとおりとなります。

令和元年度末における本県の最終処分場の残余年数は、管理型で12年、安定型で11年となっており、県内における産業廃棄物の最終処分は当分維持できる状況にあります。

表4－9 産業廃棄物処理業者の産業廃棄物最終処分場の残余年数

	管理型 ^{注)}			安定型 ^{注)}		
	処分量 (万t)	残余容量 (万m ³)	残余年数 (年)	処分量 (万t)	残余容量 (万m ³)	残余年数 (年)
令和元年度	19.3	231.6	12.0	13.3	145.6	11.0

注) 自社処分場及び特定の事業場の産業廃棄物のみを受け入れている最終処分場は、残余年数の算定から除きます。

第2節 産業廃棄物に関する課題

本県では、産業廃棄物税*の導入等により、各種法令及び前計画に基づく施策の実施や、産業廃棄物の減量や適正処理の推進に努めてきたところですが、これまでの取組を検証した結果、以下の4点が課題です。

○課題1 産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用及び最終処分について

前計画の目標年度である令和3年度は、排出量、再生利用率及び最終処分率ともに目標を達成できる見込みですが、最終処分率については全国平均と比較すると高い水準にあることから、排出抑制はもとより、更なる減量化や再生利用を図り、最終処分量を削減していくことが必要です。

特に、汚泥を始めとした排出量の多い廃棄物の排出抑制や再生利用、国際的に問題となっている海洋プラスチックごみに対する取組を進める必要があります。

また、地球温暖化対策が喫緊の課題であり、廃棄物分野においては、焼却量や輸送量の削減などが、温室効果ガス*の削減に寄与することから、産業廃棄物の排出抑制を促進する取組を進める必要があります。

○課題2 産業廃棄物の適正処理について

排出事業者や処理業者の全てが法令等を遵守し、産業廃棄物が適正に処理されるよう、取組を進める必要があります。

また、不適正処理の未然防止や原因究明の迅速化等を図るため、マニフェスト*の電子化等により処理工程の透明性を確保する必要があります。

さらに、P C B *廃棄物やアスベスト*廃棄物等は、生活環境や人体への深刻な影響が懸念されることから、適正処理を確実に行う必要があります。

○課題3 産業廃棄物処理業の振興について

新型感染症がまん延している状況下においても、廃棄物処理は、国民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラであり、安定的に業務を継続することが求められています。あらゆる状況下においても、産業廃棄物を適正に処理するため、廃棄物処理の業務を担う人材の確保や育成など、産業廃棄物処理業の振興を図る必要があります。

○課題4 産業廃棄物処理施設の整備について

県内で発生した産業廃棄物の減量化や再生利用を進めるための施設を整備し、最終処分場については、将来的にも十分な残余容量を確保する必要があります。

また、地球温暖化対策が喫緊の課題であることから、処理施設の新設や改修等を行うに当たっては、脱炭素社会に向けた配慮が必要です。

さらに、平成24年度に固定価格買取制度*（FIT）が導入されて以降、太陽光発電設備が増加し、これらの設備は令和22年頃に耐用年数を迎えることから、使用済太陽光発電設備の再生利用及び適正処理のための体制を確保する必要があります。

第3節 産業廃棄物に関する目標と方策

1 施策の基本的な方針

前節の産業廃棄物に関する課題を踏まえ、以下の4つを施策の基本的な方針として取り組んでいくものとします。

- ① 産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用の推進
- ② 産業廃棄物の適正処理の推進
- ③ 産業廃棄物処理業の振興
- ④ 産業廃棄物処理施設の適切な整備

2 産業廃棄物に関する目標

(1) 目標値設定の方向性

ア 排出量

本県では、汚泥、がれき類及びばいじんの排出量が、令和元年度で排出量全体の84%を占めています。

これらについては、原材料や製造工程等の見直し、新たな土木・建築工法の開発等、短期間での削減が難しい産業廃棄物ですが、廃プラスチック類など、他の産業廃棄物を含めて排出抑制のための施策を推進することとし、目標年度における予測値から更に削減することを目標とします。

イ 再生利用率及び最終処分率

本県では、排出された産業廃棄物の約40%が中間処理により減量化されています。特に汚泥の脱水等による減量化量は、令和元年度で排出量全体の36%となっていますが、これは、汚泥を再生利用するためにも必要な工程です。

このため、減量化量を除いた残りの約60%をできるだけ再生利用できるように施策を推進することとし、目標年度における予測値より、再生利用率は増加させること、最終処分率は削減させることを目標とします。

(2) 目標値の設定

ア 排出量

表4-10 排出量の目標値

(単位：万t/年)

令和元年度	令和3年度	令和8年度		令和12年度	
実績値	目標値	予測値 ^{注1)}	目標値	予測値 ^{注1)}	目標値 ^{注2)}
772.2	825.0 以下	778.8	770 以下	777.4	760 以下

注1) 令和元年度福島県廃棄物実態調査報告書によります。以下同じ。

注2) 総合計画及び環境基本計画の目標値です。

(ア) 目標値の達成状況等

平成27年度以降、目標値を達成しており、近年は、横ばい傾向にあります。

(イ) 設定する目標値

○ 令和8年度の目標値（本計画の目標値。以下同じ。）

前計画の目標値設定と同様の考え方により、令和8年度の予測値から1%程度削減することとし、770万トン/年以下を目標とします。

- 令和 12 年度の目標値（県総合計画・県環境基本計画の目標値。以下同じ。）
令和 8 年度の目標値から更に 1 % 程度削減することとし、760 万トン／年以下を目標とします。

イ 再生利用率

表 4-11 再生利用率の目標値

(単位：%)

令和元年度	令和 3 年度	令和 8 年度		令和 12 年度	
実績値	目標値	予測値	目標値	予測値	目標値 ^{注)}
54	51 以上	51	52 以上	51	53 以上

注) 総合計画及び環境基本計画の目標値です。

(ア) 目標値の達成状況等

平成 25 年度以降は 50% 前後で推移しており、平成 30 年度・令和元年度は、目標値を達成しています。

なお、令和元年度の実績値は、令和元年東日本台風の被害に伴う復旧工事により、再生利用率の高いがれき類の発生量（発生割合）が多くなったことから高い値となっています。今後は、復旧・復興工事の減少に伴い、がれき類の発生量（発生割合）の減少が見込まれることから、目標年度においては、直近の実績値よりも低くなる予測となっています。

(イ) 設定する目標値

○ 令和 8 年度の目標値

令和 8 年度の予測値から 1 ポイント増とすることとし、52% 以上を目標とします。

○ 令和 12 年度の目標値

令和 8 年度の目標値から更に 1 ポイント（令和 12 年度の予測値から 2 ポイント）増とすることとし、53% 以上を目標とします。

ウ 最終処分率

表 4-12 最終処分率の目標値

(単位：%)

令和元年度	令和 3 年度	令和 8 年度		令和 12 年度	
実績値	目標値	予測値	目標値	予測値	目標値 ^{注)}
7	8 以下	7	6 以下	7	5 以下

注) 環境基本計画の目標値です。

(ア) 目標値の達成状況等

平成 26 年度以降、目標値を達成しており、横ばい傾向にあります。

(イ) 設定する目標値

○ 令和 8 年度の目標値

令和 8 年度の予測値から 1 ポイント減とすることとし、6 % 以下を目標とします。

○ 令和 12 年度の目標値

令和 8 年度の目標値から更に 1 ポイント（令和 12 年度の予測値から 2 ポイント）減とすることとし、5 % 以下を目標とします。

3 目標実現のための施策

目標実現のため、以下の施策に取り組んでいくこととします。

(1) 産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用の推進

ア 事業者の自主的な取組の推進

○ 多量排出事業者*等に対する指導

産業廃棄物の焼却量や輸送量の削減などが温室効果ガスの削減に寄与することや、プラスチック資源循環促進法の施行により廃プラスチック類の排出抑制や再生利用の徹底等が求められることも踏まえ、廃棄物処理法や条例における多量排出事業者等の産業廃棄物の処理計画策定や実施に対する指導などにより、排出事業者自らによる排出抑制や適正な循環利用の取組を推進します。

○ 普及啓発

排出事業者及び処理業者に対し、産業廃棄物の排出抑制や再生利用等に関する情報提供などにより啓発します。

○ 施設整備の支援

排出事業者及び処理業者が行う廃棄物の排出抑制、減量化及び再生利用を目的とした施設整備に対して、うつくしまリサイクル施設等整備費補助金等により支援を行います。特に排出量の多い汚泥や国際的にも排出抑制が課題となっている廃プラスチック類の再生利用等に係る施設整備に対する支援を強化します。

○ 先進事例の情報提供

排出抑制や再生利用に取り組んでいる事業者の先進事例等の情報収集及び取組事例の紹介等を行い、事業者の積極的な排出抑制・再生利用の取組を促します。

イ 再生利用等の推進

○ 各種リサイクル法に基づく再生利用の推進

自動車リサイクル法*及び建設リサイクル法*について、県民、事業者に周知を図るとともに、関係事業者に対し、同法の規定を遵守するよう啓発・指導を行います。

○ 施設整備の支援（再掲）

排出事業者及び処理業者が行う廃棄物の排出抑制、減量化及び再生利用を目的とした施設整備に対して、うつくしまリサイクル施設等整備費補助金等により支援を行います。

○ 再生利用製品の使用促進等

「うつくしま、エコ・リサイクル製品」等の廃棄物の再生利用製品の使用が促進されるよう周知、啓発に努めるとともに、自ら優先的な使用に努めます。

ウ 技術開発・研究の推進等

○ 研究開発の支援

排出事業者、処理業者等が行う廃棄物の排出抑制、減量化及び再生利用するための施設や再生利用製品等の技術開発のための調査・研究に対して、うつく



しまリサイクル施設等整備費補助金等により支援を行います。特に排出量の多い汚泥や国際的にも排出抑制が課題となっている廃プラスチック類の再生利用等に係る調査・研究に対する支援を強化します。

○ 研究開発及び技術指導等の支援

産業廃棄物の焼却量や輸送量の削減などが温室効果ガスの削減に寄与することも踏まえ、福島県ハイテクプラザ等において、リサイクル技術等の研究開発及び技術指導等の支援を行います。

エ 産業廃棄物税制度の運用等

○ 産業廃棄物税制度の運用

産業廃棄物税制度の運用により、産業廃棄物の排出抑制、減量化及び再生利用による最終処分量の削減を促します。

○ 産業廃棄物税を財源とした施策の推進

産業廃棄物税の活用により、産業廃棄物の排出抑制や再生利用、適正処理等のための様々な施策を実施します。



(2) 産業廃棄物の適正処理の推進

ア 適正処理の徹底

○ 立入検査等の実施

適正処理を徹底させるため、排出事業者や処理業者に対し、立入検査等による監視指導を行います。

○ 研修会等の開催

排出者責任や廃棄物の処理についての理解を深めるため、排出事業者及び処理業者に対して、産業廃棄物適正処理に係る研修会や講習会等を実施し、処理委託、処理方法等に関する正しい知識の普及啓発に取り組みます。

○ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の電子化の普及促進

研修会等において、マニフェストの電子化による業務の効率化など、導入メリットを周知するとともに、その他導入に係る支援を強化し、電子マニフェスト*制度の活用による産業廃棄物の適正処理を推進します。

また、県や市町村など行政機関における電子マニフェストの活用を促します。

○ 実態調査の実施

国際的に問題となっているプラスチックを含む海洋ごみ等の発生抑制の観点から、海岸漂着物等の実態を把握し、発生源の分析及び発生抑制対策に取り組みます。

イ 処理困難な産業廃棄物の適正処理

○ P C B 廃棄物の適正処理の推進

P C B 特別措置法で規定する期間内に処理が完了するよう、県P C B処理計画等に基づき、保管事業者に期間内処理・適正処理の指導等を行います。

○ アスベスト廃棄物の適正処理の推進

アスベスト使用の可能性のある建築物の解体工事は、令和10年頃にピークを迎えることから、解体工事現場への立入検査等により、排出事業者による適正

処理を推進します。



(3) 産業廃棄物処理業の振興

ア 産業廃棄物処理業者への支援

産業廃棄物処理業に従事する人材確保等を支援するための取組を行います。

イ 優良産業廃棄物処理業者の育成等

優良産廃処理業者認定制度の活用により優良処理業者を育成するとともに、適正処理のための技術習得はもとより、労働安全等に係る知識習得の支援など、人材や優良事業者育成のための取組を行います。

ウ 産業廃棄物処理業の情報発信

事業者自らが行う情報発信を支援するとともに、事業者団体等と連携しながら、産業廃棄物処理業の理解促進を図るための取組を行います。

(4) 産業廃棄物処理施設の適切な整備



ア 処理施設の適切な整備

○ 施設整備の支援（再掲）

排出事業者及び処理業者が行う廃棄物の排出抑制、減量化及び再生利用を目的とした施設整備を支援します。

○ 研究開発の支援（再掲）

排出事業者、処理業者等が行う廃棄物の排出抑制、減量化及び再生利用するための施設や再生利用製品等の技術開発のための調査・研究を支援します。

○ 処理施設整備状況等の把握

福島県産業廃棄物実態調査等により産業廃棄物の処理状況や処理施設の整備状況等を把握するとともに、安定的に処理施設が確保されるよう必要な支援等を行います。

○ 使用済太陽光発電設備の適正処理等の推進

事業者に対し、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）」（平成30年12月、環境省）や使用済太陽光発電設備の再生利用等に関する事業者の取組事例を情報提供し、使用済太陽光発電設備の再生利用等を促すとともに、使用済太陽光発電設備の再生利用を行う施設の設置を支援するなど、処理体制を確保します。

イ 処理施設への理解の促進

○ 処理施設の立入検査等

産業廃棄物処理施設の設置又は変更時の使用前検査や法に定める構造基準の適合状況を定期的に確認する定期検査を行うとともに、処分業許可の更新時等に行う立入検査により適正な維持管理の確保を図ります。

○ 維持管理情報の公表

処理施設の必要性、重要性についての県民の理解を深めるため、処理施設設置者のリスクコミュニケーションやモニタリング結果を含む施設の維持管理状況等の積極的な情報公開の実施を促します。

○ 県民理解促進への支援

処理業者が産業廃棄物処理施設に係る県民理解促進のために行う施設整備や環境教育等の普及啓発の取組を支援します。

ウ 脱炭素社会に向けた対応

排出事業者及び処理業者が行う廃棄物の排出抑制等を目的とした施設整備の支援を強化するほか、処理施設の新設又は改修等を行う事業者に対して、廃棄物熱回収施設設置者認定制度*や国の支援制度を周知するなど、脱炭素社会に向けた施設を整備するよう促進します。

4 関係者の役割

目標実現のため、県民や排出事業者、処理業者、市町村は、県が行う施策等に積極的に協力するとともに、適切な役割分担によりそれぞれ取り組んでいくことが重要です。

(1) 県民

- 産業廃棄物やその処理施設等に対する関心を持ち、理解に努めます。

(2) 排出事業者

- 原材料の選択、製品の設計、生産工程や流通過程の工夫等により、産業廃棄物の排出抑制、再生利用等に努めます。

特に、プラスチック使用製品産業廃棄物については、可能な限り排出抑制、再生利用し、再生利用できない場合は熱回収*の実施に努めます。

- 多量排出事業者等にあっては、多量排出事業者処理計画等の作成及び実施により、排出抑制、再生利用等の推進に努めます。

- 処理施設の新設や改修等に当たっては、廃棄物の排出抑制、減量化及び再生利用を目的とした施設や、熱回収可能な施設などの脱炭素社会に向けた施設を整備するよう努めます。

- 適正処理に関する各種研修会、講習会の実施や参加により適正処理に関する知識や技術の研さんに努めます。

- 排出者責任による自己処理を進めるため、必要な処理施設の設置及び整備に努めるとともに、処理基準を遵守し、電子マニフェストの活用等により適正な処理を行います。

- 処理施設の設置や維持管理に当たっては、関係法令を遵守して安全性と信頼性の向上を図ります。

また、周辺住民とのリスクコミュニケーションを図りながら、モニタリング結果を含む施設の維持管理状況等の情報公開を積極的に行うなど、産業廃棄物処理施設に対する理解促進に努めます。

- 処理業者に処理を委託する場合には、優良業者を選定し、委託基準を遵守するとともに処理の状況に関する確認を行い、一連の処理の工程が適正に行われるために必要な措置を講じます。

(3) 処理業者

- 処理施設の新設や改修等に当たっては、廃棄物の排出抑制、減量化及び再生利用を目的とした施設や、熱回収可能な施設などの脱炭素社会に向けた施設を整備

するよう努めます。

- 産業廃棄物の処理を受託するに当たっては、処理基準等を遵守した適正処理を徹底するとともに、再生利用等の推進に努めます。
- 多様化する産業廃棄物を適正に処理するため、各種研修会、講習会の実施や参加により、適正処理のための技術習得はもとより、労働安全等に係る知識習得に努めます。
- 処理施設の設置や維持管理に当たっては、関係法令を遵守して安全性と信頼性の向上を図ります。また、周辺住民とのリスクコミュニケーションを図りながら、モニタリング結果を含む施設の維持管理状況等の情報公開を積極的に行うなど、産業廃棄物処理施設に対する理解促進に努めます。

(4) 市町村

- 排出事業者として、産業廃棄物の排出抑制や電子マニフェストの導入に取り組むとともに、適正処理に努めます。
- 公共事業等において、「うつくしま、エコ・リサイクル製品」を活用するなど、廃棄物の再生利用製品の積極的な使用に努めます。

第5章 廃棄物の不法投棄防止対策

第1節 産業廃棄物の不法投棄の現状と課題

県内における産業廃棄物の不法投棄の状況は表5のとおりです。県では不法投棄監視カメラの導入、産業廃棄物適正処理監視指導員（警察OB）の県内6地方振興局への配置などにより監視体制を強化しています。

しかし、県内での産業廃棄物の不法投棄は依然として発生しており、引き続き不法投棄防止に取り組む必要があります。

表5 産業廃棄物不法投棄件数及び投棄量

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
件数	2	6	5	11	5	3	5
投棄量(t)	173	423	746	2,117	783	330	266

注) 産業廃棄物は投棄量が10t以上、特別管理産業廃棄物は全ての件数及び量を表します。

第2節 不法投棄防止のための方策

廃棄物の新たな不法投棄ゼロを目指し、警察、市町村などの関係機関と協力、連携しながら、以下のような各施策に取り組んでいきます。

(1) 普及・啓発

優良産業廃棄物処理業者認定制度*及び電子マニフェストの普及と産業廃棄物の適正処理指導などにより優良な処理業者の育成に取り組むとともに、産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあることを十分認識し適正処理をするよう排出事業者への指導を行います。

また、毎年6月及び9月の不法投棄防止強調月間における広報を始め、地域の団体の不法投棄防止活動を支援するなど、関係者のみならず、広く県民全体を対象として、あらゆる機会をとらえて「不法投棄は絶対にさせない、許さない」気運の醸成に努めます。

(2) 監視（抑止、早期発見）

県が各市町村に配置している産業廃棄物不法投棄監視員、県内6地方振興局に配置している産業廃棄物適正処理監視指導員、市町村が設置している不法投棄監視員、警察が所管するボランティア監視員、休日・夜間の警備会社によるパトロール及び監視カメラによる日常的な監視体制づくりを進めるとともに、地域ぐるみで啓発や監視活動等に取り組む体制づくりを支援し、県民総ぐるみで監視の輪が広がるよう努めます。

また、警察、海上保安庁との連携によるスカイパトロールにより、日常監視活動ではわかりにくい場所について広域的な監視を行い、県内くまなく監視の目が行き渡るよう努めます。

特に、県境付近における不法投棄が増加傾向にあることから、県境付近の監視を強化します。

なお、産業廃棄物は県及び中核市が、一般廃棄物は市町村がそれぞれ所管していますが、廃棄物の種類にかかわらず通報を受けた機関が所管する機関に情報提供するよう図5のような連携体制をとっています。

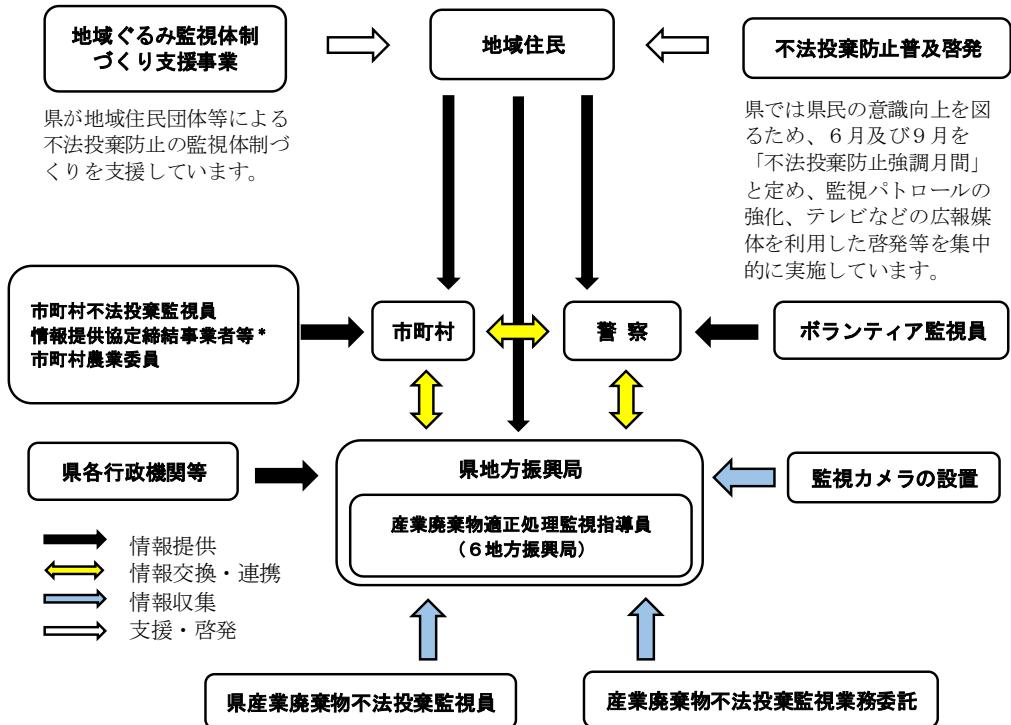


図5 不法投棄防止対策に係る連携

(3) 広域連携

広域・悪質化する産業廃棄物の不法投棄等を未然に防止するため組織された北海道東北各県、南東北3県、産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会（産廃スクラム37*）などの広域連携組織を活用し、情報の共有とパトロールや路上指導等の共同事業を実施するなど、県境を越えて広域化している不法投棄に対応していきます。

(4) 発見時の対応

不法投棄発見時は、「不法投棄等発生時の対応マニュアル（令和3年6月、福島県産業廃棄物課）」に基づき、市町村、警察等と連絡調整の上、連携して情報収集、現場調査等を行い、周辺環境への影響の程度を確認するとともに、行為者等の特定に努めます。

(5) 原状回復指導

不法投棄事案については、警察や市町村等と連携しながら、行為者等に対し、刑事及び行政の両面から厳しくその責任を追及し、速やかな原状回復を強く指導していきます。

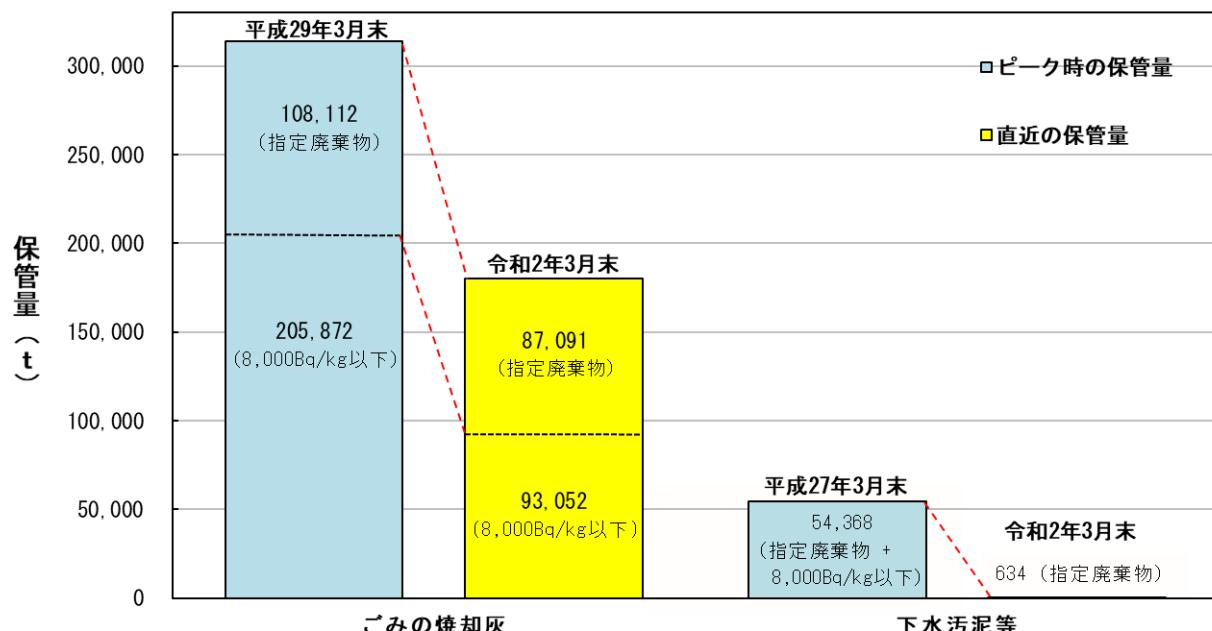
第6章 廃棄物の適正処理のためのその他の事項

第1節 放射性物質に汚染された廃棄物に関する対策

東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質によって汚染された廃棄物のうち、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超えるものについては、環境大臣が指定廃棄物^{*}として指定を行い、放射性物質汚染対処特措法^{*}に定める基準に従って、国が処理することとされています。

放射性セシウム濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物は、通常の一般廃棄物、産業廃棄物として廃棄物処理法に基づき処理が進められており、主な汚染廃棄物^{*}の保管量は図6-1のとおり減少しています。

引き続き、これらの廃棄物が確実に処理されるよう国や市町村と連携して取り組んでいくとともに、福島県環境創造センターにおいて、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構とも連携し、より安全で効果的な汚染廃棄物の処理技術の研究開発を行い、その成果を隨時公開することにより、各種施策の推進に寄与していきます。



注) 福島県調べによります。

図6-1 主な汚染廃棄物の保管量

第2節 県外産業廃棄物の取扱い

1 現状

本県は経済活動が活発な首都圏に隣接しており、高速道路等の交通体系も整備されているため、県外から産業廃棄物が搬入されやすい状況にあります。

そのため、県内の処理施設の能力、容量等を考慮し、条例で、県外で発生した産業廃棄物（以下「県外物」という。）を、県内の中間処理業者及び最終処分業者へ搬入する際、条例に基づく事前届出制度を設け、搬入量や処理状況を事前に審査、把握することにより、県内で発生した産業廃棄物（以下「県内物」という。）の優先受け入れ処理体制の確保を図っています。

特に最終処分場については、残余年数確保の観点から、県外物の搬入割合を県全体で20%以下と設定し、秩序ある受入を処理業者に指導してきました。

福島県産業廃棄物実態調査の結果では、図6-2のとおり令和元年度における最終処分者への県外物の搬入割合は、20.5%となっています。

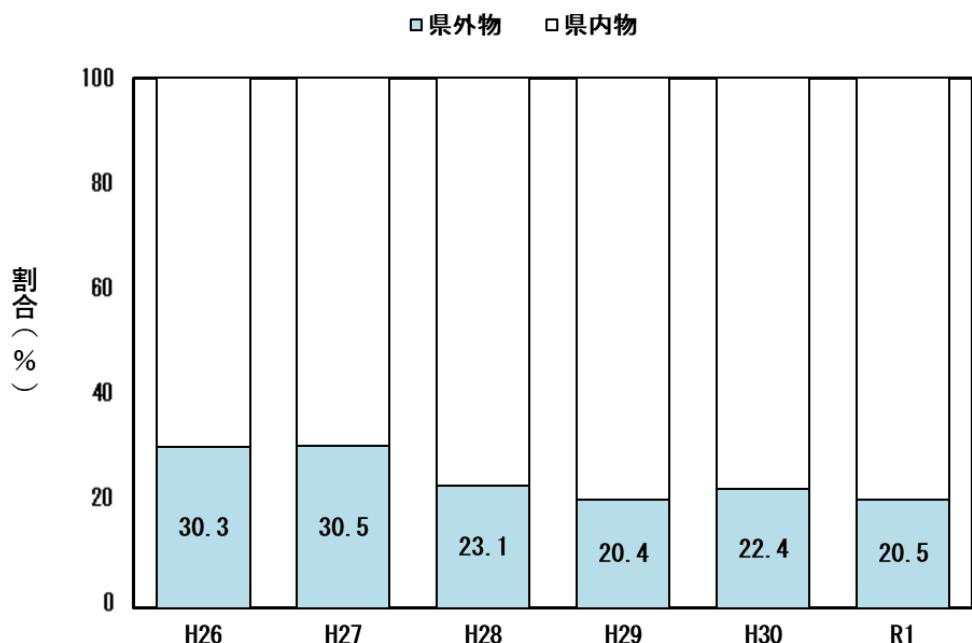


図6-2 県外物の搬入割合

2 県外物の今後の取扱方針

県内における産業廃棄物の適正処理を推進していくためには、県内物を優先して受入処理する体制を維持していくことが重要です。そのため、中間処理業者及び最終処分業者への県外物の搬入については、条例の事前届出制度により、県内物優先処理体制が確保されるよう今後も継続して指導していきます。

また、最終処分業者への県外物の搬入割合については、最終処分場の残余年数確保の観点から、引き続き20%以下を目標としつつ、県内物の発生状況や最終処分業者への搬入状況も踏まえながら指導していくこととします。

第7章 計画の進行管理

第1節 計画の推進

本計画を推進し実現していくためには、県民、事業者及び行政などが、それぞれの責任と役割を認識し、連携、協力のもとに一体となって取り組んでいくことが必要です。

県では、各主体が連携して持続可能な循環型社会の形成に向けた取組が推進されるよう努めるとともに、市町村や関係団体と連携、協力を図っていきます。

第2節 進行管理

本計画の推進のため、毎年度、排出・処理状況を把握し、府内関係部局で構成する連絡調整会議等で目標に対する達成状況などの評価を行い、市町村と情報共有します。

また、その結果を基に、事業者や関係機関に適切な対応を促すとともに、市町村と連携し、各種施策の見直しや新たな施策の検討などを継続的に行っていきます。

状況把握、評価、見直しに当たっては、P D C Aサイクルによる一連の手続きで進行管理を実施していきます。

第3節 計画の見直し

本計画の目標最終年度である令和8年度には、目標の達成状況や社会情勢等の変化を踏まえて新たな計画の策定を行います。

なお、国の基本方針や本計画の各事項等に変化があった場合には、その都度見直しを行います。

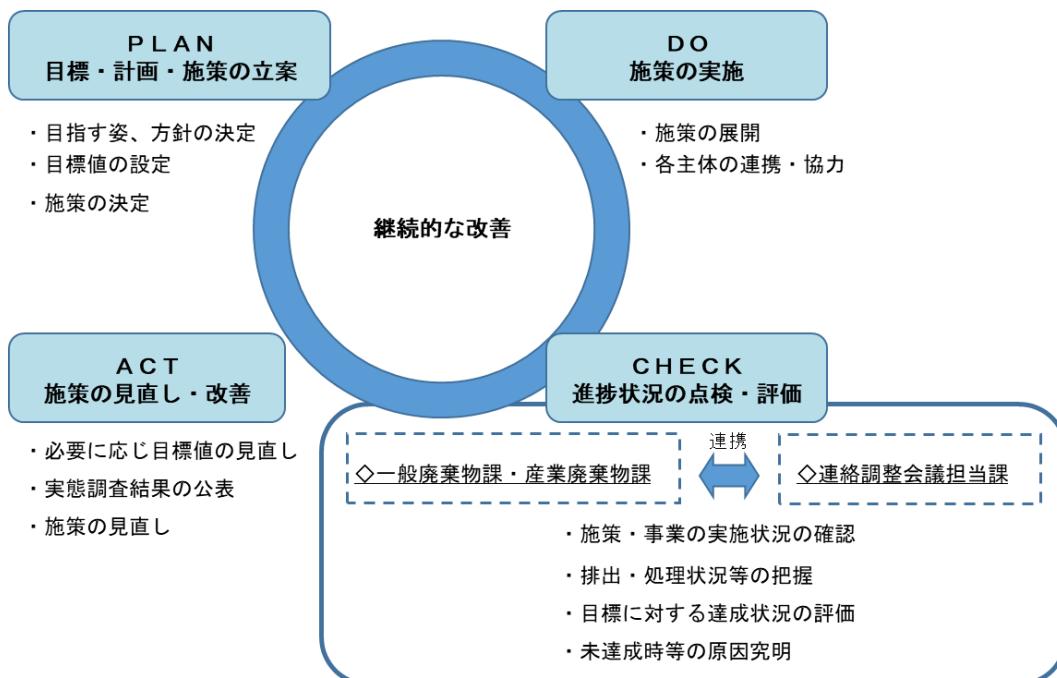


図7 PDCAサイクルによる進行管理

参考資料

1 福島県廃棄物処理計画に関連する施策の指標と目標

(1) 一般廃棄物（ごみ）処理に関連する施策

指 標	実績 ()内は実績年度	目標 ()内は目標年度
一般廃棄物の1人1日当たりの排出量 ^{*1}	1,035g/人・日 (R元)	923g/人・日以下 (R8)
一般廃棄物のリサイクル率 ^{*2}	12.7% (R元)	16.0%以上 (R8)
一般廃棄物の1日当たりの最終処分量 ^{*3}	255t/日 (R元)	150t/日以下 (R8)
食べ残しぜロ協力店・事業所数 ^{*4}	582店・事業所 (R2)	1,200店・事業所 以上 (R8)
市町村の災害廃棄物処理計画策定率 ^{*5}	15.25%(9市町村) (R2)	100%(59市町村) ※R7年度まで
みんなでエコチャレンジ事業参加世帯数 ^{*4}	3,347世帯 (R2)	30,000世帯以上 (R8)
家庭への生ごみ処理機等導入助成実施市町村数	25市町村 (R元)	増加を目指す
資源物の集団回収への援助措置実施市町村数	28市町村 (R元)	増加を目指す
ごみ処理有料化実施市町村数	27市町村 (R元)	増加を目指す
うつくしま、エコ・リサイクル製品認定数(累計) ^{*3}	100製品 (R2)	130製品以上 (R8)

(関連計画)

※1 総合計画、環境基本計画、循環型社会形成推進計画

※2 総合計画、環境基本計画、循環型社会形成推進計画、地球温暖化対策推進計画

※3 環境基本計画、循環型社会形成推進計画

※4 環境基本計画、循環型社会形成推進計画、環境教育等行動計画

※5 総合計画、環境基本計画

(2) 生活排水処理に関連する施策

指 標	実績 ()内は実績年度	目標 ()内は目標年度
汚水処理人口普及率 ^{*1}	83.7% (R元)	97.4% (R12) 概ね100% (2030年代初頭)

指 標	実績 ()内は実績年度	目標 ()内は目標年度
浄化槽設置整備事業等実施数 浄化槽設置整備事業 公共浄化槽等整備推進支援事業	692 基 (R 元) 190 基 (R 元)	増加を目指す 増加を目指す
浄化槽法定検査受検率 7 条検査(使用開始後 3 か月経過した日 から 5 か月間以内に実施) 11 条検査(毎年定期的に実施)	86.4% (R 元) 31.3% (R 元)	増加を目指す 増加を目指す
窒素・りん除去型浄化槽設置基數 (累計) ^{※2}	154 基 (R 元)	464 基 (R12)

(関連計画)

※1 総合計画、環境基本計画、循環型社会形成推進計画

※2 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画

(3) 産業廃棄物処理に関する施策

指 標	実績 ()内は実績年度	目標 ()内は目標年度
産業廃棄物の排出量 ^{※1}	772 万 2 千 t / 年 (R 元)	770 万 t / 年以下 (R8)
産業廃棄物の再生利用率 ^{※1}	54% (R 元)	52% 以上 (R8)
産業廃棄物の最終処分率 ^{※2}	7% (R 元)	6% 以下 (R8)
産業廃棄物の優良事業者認定数 ^{※2} 収集運搬業者 処分業者	142 件 (R 元) 8 件 (R 元)	増加を目指す 増加を目指す
産業廃棄物の不法投棄 (10 t 以上) ^{※2} 件数 (モニタリング指標) 投棄量 (モニタリング指標)	5 件 (R 元) 266 t (R 元)	減少を目指す 減少を目指す
P C B 廃棄物の保管数量 ^{※3} (変圧器・コンデンサー・安定器等) (モニタリング指標)	19,926 台 (R 元)	全量処分を目指す
うつくしま、エコ・リサイクル製品 認定数 (累計) (再掲) ^{※2}	100 製品 (R2)	130 製品以上 (R8)
建設副産物発生量・リサイクル率 (アスファルト塊、コンクリート塊) (モニタリング指標) ^{※2}	100% (R2)	100% をを目指す (R12)

(関連計画)

※1 総合計画、環境基本計画、循環型社会形成推進計画

※2 環境基本計画、循環型社会形成推進計画

※3 環境基本計画

2 用語解説

【あ行】

アスベスト (P44)

天然に産出する纖維状けい酸塩鉱物で石綿（「せきめん」又は「いしわた」）とも呼ばれています。耐久性、耐熱性、耐薬品性、電気絶縁性などの特性に優れ、安価であるため、様々な用途に広く使用されてきましたが、空中に飛散したアスベストを肺に吸入すると、約20年から40年の潜伏期間を経た後に肺がんや中皮腫の病気を引き起こす確率が高いため、平成18年に製造、使用等が禁止されました。

アスベストを含む廃棄物には、飛散性の高い「廃石綿等」と、飛散性が比較的低い「石綿含有廃棄物」があります。

一般廃棄物 (P5)

産業廃棄物以外の廃棄物です。

一般廃棄物は、「ごみ」と「し尿」に分類され、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と、一般家庭の日常生活に伴って生じた「生活系ごみ」に分類されます。

うつくしま、エコ・リサイクル製品 (P27)

主として県内で生じた廃棄物等を利用して製造された優良な製品を県が認定し、その利用を促進しています。

エシカル消費 (P25)

地域の活性化や雇用等を含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことです。

汚水処理人口 (P18)

汚水を下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設により処理している人口です。

汚染廃棄物 (P55)

放射性物質により汚染された廃棄物又はそのおそれがある廃棄物をいいます。

汚泥 (P5)

工場排水や下水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生じた泥状のものをいいます。

温室効果ガス (P44)

太陽から放射されるエネルギーの一部は、地球の表面で熱（赤外線）として反射されますが、大気中の二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）等の

ガスは、その熱を吸収して地表を暖める働きがあり、これらのガスを温室効果ガスといいます。

【か行】

カーボンニュートラル(P1)

二酸化炭素を中心とする温室効果ガスの排出量から、森林等による吸収量を差し引き、温室効果ガスの排出を実質ゼロとするものです。

海洋プラスチックごみ(P1)

プラスチックは、ペットボトル容器などから家庭用品やオモチャまで、日常生活のあらゆる場所で利用されていますが、便利な一方で、ポイ捨てなど不適切に処分されたプラスチックごみが大量に海に流れ出て、海の環境を汚し、海の生き物にも悪影響を及ぼしています。

片付けごみ(P8)

暴風、洪水、高潮、地震等、各種の災害発生時、住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出されるものを片付けごみといいます。

また、損壊家屋の解体、撤去等に伴い排出されるものを家屋解体廃棄物といいます。

なお、片付けごみがごみ集積所に出されると、通常の一般廃棄物として処理されます。

合併処理浄化槽(P18)

微生物などの働きを利用して、し尿と生活雑排水（台所、洗濯、風呂等からの排水）を併せて処理することができる浄化槽をいいます。

河川等の水質汚濁の防止に有効な施設であることから、下水道等が整備されていない地域において、その普及が図られています。

一方、し尿のみを処理する浄化槽は単独処理浄化槽と呼ばれます、浄化槽法上では「みなし浄化槽」とされています。

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）(P27)

エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造業者等への引き渡しと、製造業者等に対し引き取った廃家電のリサイクル実施を義務付けた法律です。

グリーン購入(P27)

製品やサービスを調達する際に、品質や価格だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入することです。

建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）(P47)

一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定

建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を義務付けた法律です。

制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度などを設けています。

小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）(P27)

国が認定した再資源化事業者の廃棄物処理業許可を不要とすることで、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等に利用されている金属等の有用物の再資源化を促進することを目的とした法律です。

固定価格買取制度(P44)

再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。

コミュニティ・プラント(P18)

し尿及び生活排水を地域ぐるみで集合的に処理するため、市町村等が事業主体となって設置する汚水処理施設です。

【さ行】

災害廃棄物(P5)

暴風、洪水、高潮、地震等、各種の災害に伴って発生する廃棄物で、発災直後から発生する片付けごみ、損壊した家屋を解体した際に発生する家屋解体廃棄物等があります。

災害廃棄物処理に関する相互応援協定(福島県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定) (P29)

災害の発生等により、被災市町村等での廃棄物の処理が困難となった場合に、県が市町村等の要請を受けるなどして広域的処理を調整することにより、円滑に災害廃棄物等の処理を進めるための協定です。

最終処分場(P17)

廃棄物の埋立処分を行う施設をいいます。

最終処分場は、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型最終処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び一般廃棄物最終処分場（「管理型最終処分場」と同様の構造）に分類されます。

これらは埋め立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められています。

産業廃棄物(P5)

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃

プラスチック類など 20 種類の廃棄物をいいます。

産業廃棄物税 (P44)

産業廃棄物の最終処分場への搬入に対して課税することにより、産業廃棄物の排出抑制、減量化及び再生利用を促すことを目的として、本県において平成 18 年度から導入した税制度です。その収用を用いて、産業廃棄物の排出抑制、減量化及び再生利用の推進等の施策を実施しています。

産廃スクラム 37（産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会）(P54)

広域・悪質・巧妙化している不法投棄等の不適正処理を未然に防止するために構成された「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会」の通称で、37 は本県を含め協議会を構成している自治体数を示しています。

事業継続計画 (P28)

自然災害等の非常時において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続又は早期復旧を可能とするため、平時における活動、非常時における事業継続のための方法等を予め定め、文書化したもので「B C P (Business Continuity Plan)」とも呼ばれます。

資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）(P27)

資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制と環境保全に資するため、事業者に対し、3 R (リデュース・リユース・リサイクル) の取り組みが必要となる業種や製品を指定し、自主的に取り組むべき内容を定めた法律です。

10 業種・69 品目が指定されており、事業者による製品の回収・再利用の実施、製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制、回収した製品からの部品などの再使用等を促進することが定められています。

指定廃棄物 (P55)

「放射性物質汚染対処特別措置法」に基づき、環境大臣が指定した一定濃度（1 キログラム当たり 8,000 ベクレル）を超える放射性物質を含む廃棄物です。

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）(P47)

使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、自動車製造業者等に適切な役割分担を定めた法律です。自動車製造業者・輸入業者に、自ら製造・輸入した自動車が使用済みになった場合に生じるシュレッダーダスト（破碎された後の最終残さ）等を引き取ってリサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用は再資源化等料金として自動車の所有者が負担する制度です。

循環型社会形成推進基本法 (P25)

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会

形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律です。

なお、循環型社会は大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。

循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制することとし、次に不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、最後にどうしても適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本原則としています。

情報提供協定締結事業者等 (P54)

市町村においては、不法投棄の早期発見及び未然防止を図るため、郵便局、電力会社、タクシー会社、金融機関等と不法投棄の情報提供に関する協定等を締結し、情報収集に努めています。

食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）(P27)

食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図ること等を目的とした法律です。

食品関連業者から排出される食品廃棄物について、発生抑制、飼料や肥料などへの再資源化、減量化することを定めています。

食品ロス (P1)

食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食べ物のことをいいます。日本では、平成30年度に、約600万トンの食品ロス（事業者から約324万トン、家庭から約276万トン（環境省及び農林水産省調査））が発生したと推計されています。

3 R（すりーあーる）(P25)

循環型社会形成のための3つの取組（Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用））の3つの英語の頭文字をとったものです。3Rは、リデュース、リユース、リサイクルの順番で取り組むことが求められています。

【た行】

大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定 (P29)

大規模災害発生時において、市町村及び一部事務組合による災害廃棄物の処理が困難となった際に、運搬、処分等について、一般社団法人福島県産業資源循環協会に協力を要請することにより、円滑に災害廃棄物の処理を進めるための協定です。

多量排出事業者 (P47)

前年度において産業廃棄物の発生量が1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の発生

量が 50 トン以上である事業場を設置している事業者をいいます。

廃棄物処理法に基づき、事業場における産業廃棄物の減量等に関する計画の提出及びその実施状況の報告が義務付けられています。

中間処理 (P17)

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立後も環境に悪影響を与えないよう処理することをいいます。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど資源として再利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もあります。

脱炭素社会 (P1)

地球温暖化の原因となる二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにする社会のことです。

電子マニフェスト (P48) → マニフェスト (P44)

特別管理一般（産業）廃棄物 (P5)

廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性があるなどの健康又は生活環境に被害を及ぼすおそれがある性状を有するものです。

他の廃棄物と区別して収集運搬や、特定の方法による処理を義務付けるなど、特別な処理基準が適用されます。特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物に分けて指定されており、特定の施設から生じるばいじん、病院等から生じる感染性廃棄物、廃 P C B 等、廃石綿等などが指定されています。

【な行】

熱回収 (P50)

廃棄物を焼却した際に発生する熱エネルギーを、発電や施設の暖房・給湯などに活用するため、回収することをいいます。

熱回収施設設置者認定制度 (P50)

廃棄物処理法に基づく許可を受けた焼却施設のうち、一定の条件に適合する熱回収(廃棄物発電・余熱利用)の機能を有する場合に、その施設の設置者が認定を受けられる制度をいいます。

【は行】

バイオマス (P22)

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものをいいます。

廃棄物系のバイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発

生木材、下水汚泥などがあります。

ばいじん (P5)

燃焼により焼却炉やボイラー等で発生する粒子状の物質で、排ガス処理施設等の集じん装置により捕集されたものをいいます。

P C B (ポリ塩化ビフェニル) (P44)

P C B は、有機塩素化合物で、絶縁性、不燃性などの特性があります。これらの特性を利用して電気絶縁油、感圧紙等様々な用途に用いられてきましたが、環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすくかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、昭和 49 年に化学物質審査規制法（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律）に基づき、製造及び輸入が原則禁止されました。

P C B 廃棄物については、処理施設の整備が進まなかつことなどから事業者が長期間の保管を余儀なくされていましたが、平成 13 年に P C B 廃棄物処理特別措置法（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）が制定され、処理体制の整備を図った上で令和 8 年度までに処理を終えることとしています。

福島県 2050 年カーボンニュートラル宣言 (P1)

令和 3 年 2 月に知事が 2050 年までの脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。県民総ぐるみの省エネルギー対策の徹底や再生可能エネルギーの最大限の活用を大きな柱として、本県ならではの取組を推進していきます。

福島県環境基本計画 (P1)

福島県環境基本条例の規定に基づき、本県の環境の保全・回復に関する施策について総合的かつ長期的な目標及び施策の方向性を定める計画です。

福島県海岸漂着物対策推進地域計画 (P29)

「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に基づき、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するために定めた計画です。

福島県災害廃棄物処理計画 (P29)

「福島県廃棄物処理計画」及び「福島県地域防災計画」に基づき、大規模な地震・津波災害や風水害などの自然災害の発生時に、災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するためには県が対応すべき基本的な事項を定めた計画です。

福島県総合計画 (P1)

県のあらゆる政策分野を網羅し、県づくりの指針や施策を示す県の最上位計画です。

(計画期間：令和 4 年度～令和 12 年度（9 年間）)

本県に関わる全ての方々が、福島の県づくりを自分事と感じながら、共に力を合わせ

て様々な困難を乗り越え、しなやかで活力にあふれる豊かなふくしまの実現を目指します。

福島県分別収集促進計画 (P27)

「容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）」に基づき、各市町村における容器包装廃棄物の分別収集を促進するため、容器包装廃棄物の排出量及び分別収集量の見込みなど定める計画です。

プラスチック資源循環促進法(プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律) (P1)

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進することを目的とした法律です。

放射性物質汚染対処特措法（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法） (P55)

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質による環境の汚染が生じていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講すべき措置について定めること等により、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的とする法律です。

【ま行】

マニフェスト（産業廃棄物管理票） (P44)

排出事業者が廃棄物の処理を委託する際に処理業者に管理票（マニフェスト）を交付し、処理終了後に処理業者よりその旨を記載した管理票の送付を受けることにより、排出事業者が廃棄物の流れを管理し、委託した内容どおりの適正な処理を確保する仕組みのことです。平成 3 年の廃棄物処理法改正により創設され、平成 9 年 6 月の同法改正により全ての産業廃棄物に拡大されました。

電子マニフェストは、マニフェストを電子データでやりとりするものです。

【や行】

優良産業廃棄物処理業者認定制度 (P53)

優良な産業廃棄物処理業者に係る許可期間の特例制度です。

廃棄物処理業の優良化の推進のため、平成 22 年の廃棄物処理法の改正により新設されたもので、処理業の許可更新の際に一定の基準の適合性審査の申請を行うことができ、

適合が認められた場合には優良業者として処理業の許可の有効期間が通常5年のところ7年に延長されます。

容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律） (P27)

一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るために、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いた事業者は再商品化するという役割分担を定めた法律です。

【ら行】

リサイクル（再生利用）(P10)

廃棄物等を再生利用することで、紙、鉄くず、アルミニウムなど原材料としての再生利用（再資源化・マテリアルリサイクル）や、焼却して熱エネルギーを回収する熱回収（サーマルリサイクル）があります。

リデュース（発生抑制）(P25)

廃棄物の発生自体を抑制することです。リユース、リサイクルに優先するものです。
事業者としては、原材料の効率的利用や、使い捨てではない製品の開発・製造・販売に努めること、消費者としては、必要なものを必要なだけ買うことや、使い捨てではない製品や長く使える製品を選ぶことなどの取組があります。

リユース（再使用）(P25)

いったん使用された製品、部品、容器等を再使用することをいいます。
修理して使ったり、そのまま製品として使用したり、使用可能な部品を選別して使用することなどがあります。

【わ行】

ワンウェイプラスチック(P25)

一度使用した後に捨てられる使い捨てのプラスチックをいいます。

